

1	会 議 名	決算特別委員会		
2	日 時	平成30年10月2日(火)	10時10分開会	16時05分閉会
3	場 所	議場		
4	出席委員	野畑直委員長、仮屋園一徳副委員長、白石純一委員、 渡辺久治委員、西田数市委員、竹原信一委員、 竹原恵美委員、中面幸人委員、大田重男委員、 濱崎國治委員、牟田学委員、岩崎健二委員、 濱之上大成委員、山田勝委員		
5	事務局職員	次長兼議事係長 牟田 昇、議事係 大漣 昭裕		
6	説明員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会事務局 <ul style="list-style-type: none"> 局長 早瀬 則浩 君 係 長 別府 輝雄 君 ・ 監査委員会事務局 <ul style="list-style-type: none"> 局長 石澤 正志 君 ・ 選挙管理委員会事務局 <ul style="list-style-type: none"> 局長(兼) 石澤 正志 君 係 長 上脇 重樹 君 ・ 会計課 <ul style="list-style-type: none"> 課 長 平田 寿美子 君 係 長 新町 勝利 君 ・ 総務課 <ul style="list-style-type: none"> 課 長 松崎 裕介 君 課長補佐 尻無濱久美子 君 係 長 前田 敏 君 係 長 尾上 覚史 君 係 長 尾上謙一郎 君 係 長 大野 裕人 君 ・ 総務課消防係 <ul style="list-style-type: none"> 参 事 的場 博俊 君 係 長 牛之濱宏信 君 ・ 福祉課 <ul style="list-style-type: none"> 課 長 川畑 幸博 君 課長補佐 猿樂 浩士 君 係 長 勢屋 伸一 君 園 長 永田 靖子 君 係 長 栗林 鉄矢 君 係 長 宇都 貴子 君 ・ 税務課 <ul style="list-style-type: none"> 課 長 垂 義継 君 課長補佐 新町 博行 君 係 長 中園 修 君 係 長 本蔵 雄一 君 ・ 市民環境課 <ul style="list-style-type: none"> 課 長 松田 高明 君 課長補佐 平石 龍喜 君 係 長 野中 義昭 君 係 長 大野 勝一 君 係 長 中川 洋一 君 		

7 会議に付した事件

認定第1号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(一般会計)

認定第4号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(交通災害共済特別会計)

8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

野畑直決算特別委員長

ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

去る9月25日の本会議において、当委員会に閉会中の継続審査として付託されました案件は、認定第1号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について(一般会計)、認定第2号 国民健康保険特別会計、認定第3号 簡易水道特別会計、認定第4号 交通災害共済特別会計、認定第5号 介護保険特別会計、認定第6号 後期高齢者医療特別会計、認定第7号 平成29年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について、以上7件であります。

まず、審査日程についてお知らせします。審査日程は、先の委員会で決定したとおり、本日から10月5日までの4日間といたします。なお、各課等の審査順は、お手元に配布してあります審査日程表のとおりとし、都合によっては時間及び日程の変更も考慮の上、審査していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、審査の方法については、歳入歳出決算書のほか、提出されている全書類により審査することとなりますが、所管課長等の説明は、主に決算事項別明細書と決算に関する説明書により説明を受け、そのあと各委員の質疑に入りたいと思っております。

なお、現地調査につきましては、各課の審査が終わってからお諮りしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、質疑は一問一答形式とし、議題外にわたらず、簡潔明瞭に、ページ数と款、項、目を言ってからされるようお願いいたします。

○認定第1号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について(一般会計)

野畑直決算特別委員長

それでは日程表にしたがい、認定第1号を議題とし、議会事務局所管の事項から審査に入ります。

議会事務局の入室をお願いします。

(議会事務局入室)

それでは局長の説明を求めます。

早瀬議会事務局長

おはようございます。

認定第1号について、議会事務局所管分について御説明いたします。

決算に関する説明書の25ページをお開きください。

1款議会費の予算現額は1億3,128万4千円、支出済額は1億3,006万4,085円、差額であります不用額が121万9,915円、予算現額に対する執行率は99.07%となっております。一般会計支出済額における議会

費の構成比は1.02%、対前年度の決算額と比較しますと53万8,335円の増となっております。増額の主なものは異動に伴う人件費の増であります。

それでは、決算に関する説明書は25ページ、事項別明細書は19ページをお開きください。事項別明細書のほうで各節ごとに支出済額の欄で御説明いたします。1節報酬の支出済額5,415万7,196円は、議員16名及び嘱託職員1名分の報酬です。2節給料の支出済額1,680万1,452円は、職員4名分の給料であります。3節職員手当等の支出済額2,613万6,108円は、議員16名分の期末手当、職員4名分の期末勤勉手当が主なものであります。4節共済費の支出済額2,582万1,489円は、市議会議員共済会負担金の2,002万6,240円が主なものであります。9節旅費の支出済額330万5,040円は、議員の費用弁償220万2,670円、職員の普通旅費109万7,770円が主なものであります。不用額の46万1,960円は、年度末までの議長等の旅費を留保していたものであります。10節交際費の支出済額29万5,351円は、議長等が出席した各種会合に係る会費等が主なものであります。11節需用費の支出済額137万2,764円は、議会だよりの印刷製本費49万9,867円、現行法規等加除の図書代58万6,425円が主なものであります。12節役務費の支出済額9万1,556円は、郵便、電話料等の通信費が主なものであります。13節委託料の支出済額129万3,579円は、会議録反訳印刷製本業務委託料であります。14節使用料及び賃借料の支出済額3万2,100円は、議長公務時のタクシー使用料であります。18節備品購入費の執行はありませんでした。19節負担金補助及び交付金の支出済額75万7,450円は、全国、九州、県それぞれの議長会等の負担金61万2,400円が主なものであります。

次に、歳入について御説明いたします。決算に関する説明書の21ページをお開きください。19款諸収入5項4目20節雑入の議会事務局所管分は、上から2行目の雇用保険料のうち5,040円が事務局嘱託職員分であります。以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

野畑直決算特別委員長

局長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、議会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(議会事務局退室、監査事務局入室)

野畑直決算特別委員長

次に、認定第1号中、監査事務局所管の事項について審査に入ります。

局長の説明を求めます。

石澤監査委員事務局長

認定第1号中、監査事務局所管分について御説明させていただきます。

まず、公平委員会費から御説明いたします。一般会計の決算に関する説明書

の 29 ページ、事項別明細書については 23 ページをお開きください。

2 款 1 項 10 目公平委員会費の予算現額 47 万 3 千円に対し、支出済額は 25 万 6,820 円、不用額は 21 万 6,180 円で、執行率は 54.3% となっております。

それでは、各節ごとに歳出の主なものについて御説明させていただきます。1 節報酬の 5 万 1,300 円は、公平委員 3 名分の公平委員会ほか各種会合等への出会時の報酬であります。なお、平成 29 年度は職員からの勤務条件に関する措置の要求等審査する案件がなかったため、公平委員会の開催は 1 回の開催となり、不用額が 5 万 9,700 円生じたものであります。9 節旅費の 15 万 5,160 円は、全国公平委員会連合会本部研究会等の出席旅費が主なものであります。19 節負担金補助及び交付金の 5 万円は、決算に関する説明書にあるとおり、県及び全国の公平委員会連合会への負担金と会議の出席負担金であります。

次に、監査委員費について御説明させていただきます。

決算に関する説明書は 33 ページ、事項別明細書は 28 ページとなります。2 款 6 項 1 目監査委員費は、当初予算額 1,543 万 8 千円、補正にて 6 万 4 千円減額しており、予算現額 1,537 万 4 千円であり、支出済額は 1,511 万 9 千 300 円、不用額が 26 万 3,070 円となっております、執行率は 98.3% となっております。

以下、節ごとに主なものについて御説明させていただきます。1 節報酬の 166 万 2,302 円は、監査委員 2 名分の報酬であります。2 節給料から 4 節共済費は、職員 2 名分の人件費であります。9 節旅費の 36 万 5,520 円は、全国及び九州等の監査委員会総会及び研修会等の出会旅費が主なものであります。19 節負担金補助及び交付金の 4 万 7 千円は、九州各市監査委員会ほか会費等の負担金及び各種会議等の出席負担金であります。

歳出については以上であります。

なお、歳入については該当がありませんでした。

以上で監査事務局所管分について説明を終わりますが、御審議方をよろしくお願いいたします。

野畑直決算特別委員長

局長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第 1 号中、監査事務局所管の事項について、審査を一時中止します。

(監査入室、選管事務局入室)

野畑直決算特別委員長

次に、認定第 1 号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

局長の説明を求めます。

石澤選挙管理委員会事務局長

認定第1号中、選挙管理委員会事務局所管分について、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書の32ページ、事項別明細書は27ページをお開きください。2款4項1目選挙管理委員会費は、当初予算額1,004万9千円、5万9千円の補正を行い、予算現額1,010万8千円に対し、支出済額は989万5,779円、不用額が21万2,221円であり、予算の執行率は97.9%となっております。

それでは、節ごとに主なものについて御説明させていただきます。1節報酬の177万2,500円は、選挙管理委員4名分の報酬であります。2節給料から4節共済費は、職員1名分の人件費であります。19節負担金補助及び交付金の5万8,400円は、九州都市選挙管理委員会連合会等への負担金であります。

次に、2目選挙啓発費であります。予算現額15万6千円に対し、支出済額は12万7,296円、不用額が2万8,704円であり、予算の執行率は81.6%となっております。以下、節ごとに主なものについて御説明させていただきます。8節報償費の4万3千円は、明るい選挙推進協議会委員への各種会合等への出会謝金であります。19節負担金補助及び交付金の8万3千円は、県明るい選挙推進協議会出水支会常時啓発負担金分であります。

次に、3目衆議院議員選挙費は、昨年10月22日に執行された衆議院議員総選挙の経費であります。選挙の結果について申し上げますと、選挙当日有権者数は18,277人で、投票者数は11,498人、投票率は62.91%でありました。では、決算の内容について御説明いたします。予定にない衆議院議員選挙であり、補正予算にて対応しております。補正額は1,032万8千円であり、支出済額は1,023万9,844円、不用額が8万8,156円であり、予算の執行率は99.1%となっております。以下、節ごとに主なものについて、御説明させていただきます。1節報酬の491万6,300円は、21投票区の投票所及び期日前投票所の投票管理者、立会人、投・開票事務従事者等の報酬であります。3節職員手当等の45万9,260円は、選管職員及び期日前投票事務従事者等の時間外勤務手当であります。7節賃金の73万2,283円は、臨時職員4人分の賃金であります。12節役務費の114万9,833円は、投票所入場券等の郵便料が主なものであります。14節使用料及び賃借料の136万275円は、ポスター掲示板借地料及び投票用紙読取分類機借上リース料が主なものであります。18節備品購入費の39万7,602円は、投票所用スロープ2基、投票記載台4台等の購入費であります。

以上で、歳出の説明を終わりました。次に歳入について御説明させていただきます。決算に関する説明書は17ページ、事項別明細書は12ページになります。14款県支出金3項委託金1目総務費委託金4節選挙費委託金1,024万1,984円の内訳は、衆議院議員選挙費の執行経費1,023万9,844円、在外選挙人名簿登録事務委託料2,140円となっております。

以上で、選挙管理委員会事務局が所管しております事項についての説明を終

わかりますが、御審議方よろしくお願ひいたします。

野畑直決算特別委員長

局長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

監査委員会の事務局長と選挙管理委員会の事務局長が兼ねているという状況と、それから選挙管理委員会って日常的に仕事あんまりないような感じがするんですけども、その給料、共済費、手当などについて、どういうふうに仕分けをしとるんですか。

石澤選挙管理委員会事務局長

給料等につきまして、私の分は監査委員事務局のほうから支出しております。

[竹原信一委員「全部」と呼ぶ]

はい。

[竹原信一委員「ほかは」と呼ぶ]

ほかにつきましては、選挙管理委員会のほうで支出をしております、職員1名分についてはですね。

竹原信一委員

その彼は選挙管理委員会の仕事だけをしてる状況なんですか。

石澤選挙管理委員会事務局長

そうでございます。

野畑直決算特別委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、認定第1号中、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(選挙管理委員会退室、会計課入室)

野畑直決算特別委員長

次に、認定第1号中、会計課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

平田会計課長

認定第1号中、会計課所管分について、御説明いたします。

まず初めに歳出から御説明いたします。決算に関する説明書の26ページ、事項別明細書は21ページをお開きください。

第2款総務費1項総務管理費6目会計管理費であります。予算額48万5千円に対し、支出済額は41万748円、不用額7万4,252円であり、執行率は84.69%であります。

支出の主な内容についてであります。まず、9節旅費の支出済額4万300円は、県都市会計事務・担当者会や会計事務研修会などの出席に伴う旅費であります。次に、11節需用費の支出済額13万574円は、図書追録代や事務用品購入などが主なものであります。12節役務費の支出済額18万7,3

14円は、口座振込みでの支払いに係るデータの伝送システム利用手数料12万9,600円及びその電話料が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の支出済額5万2,560円は、県都市会計管理者会の負担金や会計事務研修会等の出席負担金であります。

次に、決算に関する説明書は67ページ、事項別明細書は66ページをお開きください。第12款1項公債費2目23節償還金利子及び割引料の予算額8,615万9千円のうち、会計課所管分の予算額は94万円であり、支出済額52万186円は一時借入金利子であります。不用額は41万9,814円でした。これは歳計現金に不足を生じた場合の一時借入れに伴う利子の支払ですが、平成29年10月16日から11月7日までの23日間と平成30年2月26日から3月30日までの33日間について、借入利率0.23%でそれぞれ7億円一時借入をいたしました。また、平成29年11月27日から平成30年4月27日までの150日間、財政調整基金を5億5,393万6千円の繰替運用いたしました。財政調整基金条例第5条に基づき利率を0.12%と定め、その繰替運用に対する利子が27万3,173円となりました。

次に歳入について、御説明いたします。決算に関する説明書の20ページをお開きください。事項別明細書は15、16ページをお開きください。第19款諸収入2項1目市預金利子1節預金利子の収入済額11万5,353円は、歳計現金の預金利子であります。歳入は、この1件だけです。

以上で、説明を終わりますが、御審議方、よろしくお願いいたします。

野畑直決算特別委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、会計課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(会計課退室、総務課入室)

野畑直決算特別委員長

次に、認定第1号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

松崎総務課長

認定第1号のうち、総務課の所管事項について御説明申し上げます。

初めに、平成29年度の総務課の主な特徴的な事務事業としまして、継続的な職員給料の独自削減、市庁舎防災用発電設備改修工事、防災行政無線デジタル化事業設計業務などがあります。このうち職員給料の削減では、市長等の給料を初め継続的な削減を実施してきており、その結果、平成29年4月1日現在の本市のラスパイレス指数は92.7となり、県下19市の中では最も低い値となっております。

また、第6次行政改革大綱の対象期間を平成29年度から平成33年度までの5年間として、大綱に基づく取組を進めております。さらに、市庁舎防災用

発電設備改修工事を実施し、老朽化した防災用発電設備を更新し市庁舎の防災機能の強化を図ったものであります。

防災行政無線デジタル化事業設計業務では、老朽化しておりました既存の防災行政無線施設を平成34年11月までにデジタル方式の施設へ移行するため、設計業務を委託し実施しました。設計に基づき今後、平成30年度から平成32年度までの3カ年で整備事業を行います。庁舎防災用発電機改修工事及び防災行政無線デジタル化事業設計業務につきましては、主要事業の成果説明書にも記載してありますので、後ほど御確認をお願いします。

それでは、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき主なものについて御説明いたします。決算に関する説明書は25ページをお願いします。事項別明細書は19ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。なお、節の金額については支出済額の欄で御説明いたしますのでよろしくをお願いします。

第2款総務費1項1目一般管理費の予算現額5億7,689万1千円に対して、支出済額は5億7,393万1,216円で、執行率は99.5%であります。このうち、1節報酬の1,870万8,164円は、行政事務連絡員77人分の報酬と電話交換・放送業務等嘱託員3人分の報酬が主なものであります。2節給料から4節共済費までは特別職2名と職員の人件費であります。3節職員手当等の2億7,140万円余りの中には、特別職及び一般職員の退職手当に係る区市町村総合事務組合負担金1億7,880万円余りが含まれております。事項別明細書は20ページをお願いします。9節旅費は、特別職を含む職員分の普通旅費であります。不用額の71万9,350円は、公用車利用や割引航空券の活用による執行残が主なものであり、10節は市長の交際費、13節委託料の360万4,398円は、職員の健康診断委託料のほか、顧問弁護士の委託料が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の3,297万3,706円の主なものは、各種団体への負担金や県から派遣を受けている職員の給与等に係る負担金、区長会の運営補助金であります。決算に関する説明書は26ページをお願いします。25節積立金は、退職手当準備基金に積み立てるものであり、退職手当に係る総合事務組合負担金の精算等に備えて、1千万円と利子分を積み立てたものであります。なお、平成29年度末の退職手当準備基金残高は、1億3,136万1,549円であります。

次に、2目職員研修費は、予算現額248万6千円に対して、支出済額は177万9,486円、執行率は71.6%となっております。昨年度は、文書・法制事務研修やごみ分別と減量化に係る研修などのほか、職場活性化研修で他課の補助事業を活用した研修の実施など、予算を伴わない内部の独自研修も拡充して実施をしております。9節旅費の103万2,530円は、市町村アカデミーなど県外への研修参加に係る旅費が主なもので、13節委託料の11万700円は、接遇研修を外部講師により実施したもので、19節の58万3,148円は、県自治研修センター研修や市町村アカデミー研修などに係る負担金が主なものであります。

次に、3目広報費は、予算現額2,741万1千円に対して、支出済額2,702万2,524円で、執行率は98.6%であります。このうち、11節需用

費の383万3,699円は、広報あくねの発行に係る印刷代が主なもので、12節役務費の76万2,715円は、広報の発送経費が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の220万6,540円の主なものは、広報用放送施設整備事業補助金であり、26区の戸別受信機の購入助成をしたほか、浜区のデジタル無線施設整備に係る補助、全区に対して維持管理補助金を交付したものであります。25節積立金の2千万円は、各区の広報用放送施設改修設置補助金分として、地域振興基金に積み立てたものであります。

事項別明細書は21ページになります。

次に、4目文書費は予算現額584万8千円に対して、支出済額は558万612円で、執行率は95.4%であります。このうち、13節委託料の133万9,200円は、例規集のデータ更新業務委託料、14節使用料及び賃借料の349万9,200円の主なものは、例規執務システム使用料と印刷機、プリンター複合機等のリース料であります。

決算に関する説明書は26ページから27ページにかけてですが、7目財産管理費は予算現額8億9,285万5千円、支出済額8億8,966万202円、このうち総務課所管の公用車の管理に係るものは、予算現額2,184万4千円、支出済額は2,143万464円であり、執行率は98.1%であります。主なものは、11節需用費の1,040万9,395円のうち1,001万5,695円で、公用車の燃料代、修繕料などであり、12節役務費の397万4,447円のうち366万333円は公用車の自動車損害保険料及び車検整備等の手数料などです。事項別明細書は22ページになります。13節委託料の607万3,522円のうち567万9,516円は公用車運行管理業務委託料であり、14節の150万6,620円のうち149万5,820円が、職員等の出張時における高速道路のETC利用料金です。

次に、決算に関する説明書は29ページをお願いいたします。事項別明細書は24ページになります。13目交通安全対策費は、予算現額323万7千円に対して、支出済額は302万6,141円で、執行率は93.5%であります。このうち、1節の180万6,800円は、交通安全専門指導員の報酬が主なものであり、19節の50万2,100円の主なものは、阿久根地区交通安全協会等への負担金であります。

説明書は30ページになります。16目庁舎管理費は、予算現額6,729万円に対して、支出済額は6,612万3,447円で、執行率は98.3%であります。このうち、1節の180万317円は庁舎・公用車管理員の報酬、7節賃金の480万800円は庁舎警備員3人分の賃金であります。13節委託料の902万2,536円は、庁舎浄化槽清掃業務や庁舎清掃業務、冷暖房機保守点検業務などが主なものであります。15節工事請負費の3,344万7,600円は、市庁舎防災用発電設備改修工事と市庁舎駐輪場設置工事の2件の工事請負費になります。

次に、事項別明細書は25ページ、17目電算管理費は、予算現額1億194万9千円に対して、支出済額は1億152万809円で、執行率は99.6%であります。このうち、11節需用費の1,196万5,460円は、電算関係の消耗品等の購入費が主なものであり、12節役務費の684万8,04

1円は、庁舎及び庁外施設等の電算専用回線使用料が主なものであります。13節の2, 229万660円は、電算システム等保守点検業務が主なものであり、14節使用料及び賃借料の3, 806万6, 399円は、システム機器やパソコン等のリース料が主なものであります。19節負担金補助及び交付金の2, 088万7, 572円は、総合行政システムサポート負担金や社会保障・税番号制度に係るシステム整備負担金が主なものであります。

次に、2項1目税務総務費のうち、総務課所管に係るものは、固定資産評価審査委員会委員の報酬及び旅費であり、平成29年度は案件がなく執行がなかったところであります。

次に、決算に関する説明書は57ページ、事項別明細書は56ページになります。第9款消防費1項4目災害対策費は、予算現額1, 251万5千円に対して、支出済額は1, 023万797円で、執行率は81.7%であります。このうち、1節報酬の支出額3万2, 200円は、市の防災会議開催時の委員報酬、13節委託料の519万4, 073円は、防災行政無線の保守点検業務委託料と防災行政無線デジタル化事業設計業務委託料が主なものであります。19節の251万736円の主なものは、県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会や県防災行政無線運営協議会、県防災情報ネットワーク等への負担金であります。

以上で歳出を終わり、次は歳入について決算に関する説明書の備考欄を中心に御説明をいたします。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は4ページをお開きください。第12款使用料及び手数料1項1目総務使用料のうち、総務課分は、庁舎の使用料73万2, 221円であり、その主なものは、職員団体の事務所等の使用料が38万7千円余り、金融機関の現金自動受払機使用料が30万円余りであります。

次に、説明書は13ページ、事項別明細書は8ページになります。第13款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金のうち、総務課分は社会保障・税番号制度システム整備費の収入済額225万9千円のうち20万8千円であります。次に、説明書は16ページ、事項別明細書は11ページとなります。

第14款県支出金2項8目消防費県補助金51万944円は、原子力発電施設緊急時安全対策交付金であり、緊急時対策調査・普及等事業に充当したものであります。

次に、説明書は18ページ、明細書は13ページとなります。第15款財産収入1項1目財産貸付収入のうち、総務課分は自動販売機の設置に係る庁舎の貸付料116万3, 080円であります。

次に、説明書は19ページ、事項別明細書は15ページになりますが、第17款繰入金1項10目地域振興基金繰入金の収入済額2, 070万3千円うち、総務課分は111万9千円で、浜区のデジタル無線放送施設整備補助分に充当するため、基金を取り崩したものであります。

次に、説明書は21ページから23ページにかけて、事項別明細書は16ページになります。第19款諸収入5項4目雑入のうち、説明書の備考欄の総務課分の主なものについて御説明いたします。

説明書 21 ページの備考欄の雑入の下から 12 行目の県政かわら版配布手数料は、県から交付されたもので、その下の職員健康診断大腸がん等検診助成金は、市町村職員共済組合から、検診受診者 1 人につき 1 千円の助成があったものであります。その下の原子力立地給付金のうち、総務課分は、庁舎電気消費量及び防災行政無線電気消費量に対して、11 万 8,320 円が九州電力から給付されております。その 5 行下の水道課貸与パソコン使用料は、公営企業としての水道課の使用に係るものであり、説明書 22 ページの上から 4 行目の職員退職手当一部負担金は、北薩広域行政事務組合の負担分で、次の下の広報あくね広告料は、14 事業者等の、その下のホームページ広告料は、5 事業者等のそれぞれの広告料であります。

その 3 行下と 4 行下の職員給与費等負担金は、後期高齢者医療広域連合への派遣職員 1 名と県への派遣職員 2 名の計 3 名に係る給与費等について、それぞれ広域連合と県が負担したもので、その 8 行下の庁舎案内板広告料は、本庁舎正面入口に設置してあります案内板の広告料であります。

その 7 行下の自動販売機設置負担金は、市民ホールの自動販売機の設置に係る事業者の負担金で、その 6 行下の自動車損害共済解約金は公用車の廃車等に伴う解約金、その 5 行下の損害賠償金は、三菱自動車の数值改ざんにかかわる経済的損失に対する損害賠償金が主なものであります。

次に、説明書は、23 ページ、事項別明細書は 17 ページになりますが、第 20 款市債 1 項 1 目総務債のうち、総務課分は本庁舎防災用発電設備改修事業債 3,130 万円で、老朽化した本庁舎の防災用発電設備の更新に充当したものです。

次に、説明書の 24 ページ、8 目消防債 390 万円は、防災行政無線デジタル化事業設計業務委託料に充当したものであります。

野畑直決算特別委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

歳入の件なんですけれども、12 款辺りだったというふうに聞いてお思ったんですが、組合事務所の使用料が 30 何万でしたっけ。それと電話代、電気代はどのようにしてますか。

野畑直決算特別委員長

委員の方に申し上げます。質疑がページ数をしっかりと告げて質問をお願いします。最初に言ったとおりですので。

松崎総務課長

組合からの使用料として 38 万 7,523 円でございます。内訳としましては事務所代が 31 万 664 円、たばこ自動販売機が 9,389 円、それから電気代が 5 万 6,850 円、それから水道代が 1 万 620 円となっております。

竹原信一委員

事務所用に水道メーター、電気メーターが付いとるということなんですか。

松崎総務課長

電気代については、個別メーターがついております。

水道料についての個別メーターの設置の有無については、後ほど確認してご報告させていただきたいと思っております。

竹原信一委員

電気代の計算も教えてください。個別にそこだけ九電からの請求があるということなのかどうか。そこも含めてお願いします、電気代を、水道代も。

渡辺久治委員

決算の明細書20ページ、2款1項1目13節の委託料の支出済額360万4,398円。この中に顧問弁護士の委託料も入っていると聞かれましたけれども、これはどれくらいですか。

松崎総務課長

顧問弁護士の委託料につきまして、平成29年度は件数としまして3件でございました。概要については、里道の占有関係でありますとか、そういうものでございます。なお、28年度は2件、27年度は4件でございました。金額につきましては、支出済額としましては41万1429円となっております。以上であります。

渡辺久治委員

この顧問弁護士というのはお一人ですか。

松崎総務課長

そうです。

渡辺久治委員

この顧問弁護士の選定基準というのはどうなっていますか。これまで何年されたか、教えてください。

松崎総務課長

弁護士の選定基準というのは特に内規等はないんですが、20年近くに渡って同一の弁護士の方をお願いをしているという状況であります。

野畑直決算特別委員長

ほかにありませんか。

牟田学委員

主要事業の成果説明書の1ページ、2款1項2目の職員研修なんですが、ずっと現状と課題とか見ればですね、採用5年目以下の職員数が全体の4分の1を占め、行政経験が浅い職員も多数在職していると。自治体行政を推進する上で非常に苦慮している状況であると書いてあるんですが、技術系の所管になると思うんですけれども、書類の処理が非常に遅れていると。そういったところで業者がものすごく苦慮しているというのがあるんですよ。こういった職員の研修というのはあるんですか。研修内容を見れば、アカデミーとかいろいろありますけれども、そういった所管課の研修というのはないんですか。

松崎総務課長

牟田委員の御質問でございしますが、特に新規採用職員につきましては、それぞれ振り分けて新規職員研修ということで、1泊2日で研修センターのほうで基本的な研修をさせているところでございます。技術職、事務職にかかわらず、事務作業等は基本的な部分ですので、各種の研修を通じて事務処理も含めたス

キルアップに努めているという状況でございます。

牟田学委員

話を聞けばですね、書類を出してもなかなか上に上がらないとかあるわけですよ。それで聞いてみれば、担当は忘れていました。こういうことじゃですね、とてもじゃないけどなっていないと思いますよ。それを所管課の課長、課長補佐、係長が指導するのか、それとも総務課が全体でですね、指導をやるのか、そこ辺りはどうですか。

松崎総務課長

今の御指摘は組織の問題ではないかと考えております。基本的には課長を中心として、課内で係長、それか主査クラスの方が特に新採の方と指導していくという立場でございますので、その部分には原則としては所管課の中できちんと対応していただきたいという考え方であります。ただ、どうしても所管課のほうで難しい場合は、総務課のほうにも相談をしていただきながら、対応を考えていきたいと考えております。以上です。

牟田学委員

そうしないとですね、工事が終わって、書類は出しても上には行かない。電話をすれば忘れていましたとかですね、とんでもない話なんですよ、業者に言わすればですよ。だから、そこ辺りは、まあ所管課の課長、課長補佐、係長が教えてやるのか、指導するのか、それとも全体でですね、総務課がやるのか。そこ辺りをもうちょっと総務課としてですね、考えていただきたい。所管課に任せるのではなくて、総務課で全体を取り仕切ってやるのか、そこ辺りはどうですか。

松崎総務課長

先ほどの研修の関係でございますが、もう一つは庶務従事者研修会、それから財務会計に関する研修会等も毎年実施をしておりますので、その中で基本的な、基礎的な部分については充分研修を行っているところでありますけれども、そこについて、例えばですね、これは29年度ではなかったんですが、先日、副市長からも仕事の進め方ということで研修もございましたので、そういうことで、個別に各課の指導もしながら、全庁的なそういう指導体制も進めていきたいと考えております。

牟田学委員

ぜひですね、そこ辺りを厳しくやっていかないと、本当に困っている業者もおりますよ、話を聞けば。だからそこ辺りをもうちょっと指導なり、総務課が指導するなりですね、やっていただきたいと思います。

野畑直決算特別委員長

よろしいですか。

竹原恵美委員

今のに追加させてもらって、私が知っている範囲でお伝えしますが、業者さん、打合せをすると、来られるということで複数人備えてお待ちしていたんだけど、数時間遅れて、忘れていらっしやった。やはり、なかなか信用の問題なので、時間をずらすとか、忘れているというのは関係性として難しくなるので、ぜひお願いします。

白石純一委員

成果説明書の3ページ、防災用発電設備なんですけれども、真ん中辺り、事業実施状況の一番下に、軽油75リットル満タンで計算上3時間の稼働ということなんですけれども、私が以前いた民間の会社の施設設備では6時間から12時間というぐらいの稼働をしていたと記憶しているんですが、この3時間以上はできなかつたんでしょうか。

松崎総務課長

今、委員の御指摘にありますとおり、2階の発電機につきましては75リッターで3時間程度の継続的な電力供給が可能となっております。なお、1階の発電機につきましては、軽油190リットルで約7時間程度ということなんです。この2階については重量的な問題もありましたので、この大きさになっていると理解をしております。また、合わせて電力供給の時間につきましては、当然、予備の軽油等も備蓄をしながら対応を進めていきたいというふうに合わせて考えております。以上です。

白石純一委員

1階の発電機が7時間ということなんですけれども、洪水などでですね、水没したら使えなくなるわけですし、そうすると2階の発電機だけが頼りで、3時間ごとに洪水の中をまた入れに行かなきゃいけないのかということもありますので、ちょっとこれは防災のときに本部となる市役所の非常用発電が最悪3時間にも満たないということであると、非常に災害時に支障を来たすのではなかと思っている次第ですので、今後、そういったところの対策も何らか考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

松崎総務課長

お答えいたします。先ほど申し上げましたが、予備の軽油等につきましてはの備蓄を備えるほか、庁舎の太陽光発電につきましても最終的な手段として、停電時の対応も可能となっておりますので、その辺も含めて検討してまいりたいと考えております。

白石純一委員

太陽光発電の部分については蓄電池、これも1階ですので、これも早急に2階以上に上げないとせっかく蓄電池のある意味が水害時ですね、ありませんので、その辺早急に進めたいと思います。

次に、同じく説明書の5ページ、防災行政無線デジタル化なんです。この真ん中よりやや下、事業の成果のところ、2行目の真ん中ほど、情報自動配信装置（登録先の自動メール配信）、新しいシステムでは入れられるということですが、現在のシステムではこういったものはないということでしょうか。

松崎総務課長

現行のシステムでは対応ができないものであります。

白石純一委員

それではですね、市役所からの配信ができなくても今は民間のそれぞれの携帯会社がですね、あるいはネット配信会社がそれぞれやはり緊急な情報を伝えるものは持っていますので、その各携帯を持っている市民がですね、そういうセッティングをちゃんと行っているかということも、私は市として調べて推奨す

べきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

松崎総務課長

今、委員が御指摘をされたのは各携帯会社のキャリアのエリアメール等ではないかと思いますが、そこは当然、登録が必要になりますので、調査と言いますか、そういう仕組み自体を市民の方にも十分周知をしながら登録に向けた取り組みを進めていくということは必要であると考えております。

尾上危機管理係長

補足して説明いたします。緊急速報メールにつきましては、そのエリアにいらっしゃる方の携帯にプッシュ型で入ってくる情報通信でございます。ただ、議員がおっしゃられたとおり、その設定によっては入ってこない場合もありますので、そこについての周知を徹底して行って、情報連絡体制の強化というようなことは進めていく必要があるというふうに理解しております。登録をする必要はなくて、この地域にいらっしゃる方については、基本的には電波が届く状況であれば入ってくる情報であるということでございます。

白石純一委員

設定をしていない、うるさいので解除されている方もいらっしゃると思いますので、その辺の周知徹底をするのも大事かと思いますが、いかがでしょうか。

松崎総務課長

今、委員の御指摘のとおり、周知につきましては市民の方に進めていきたいと考えております。

野畑直決算特別委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、認定第1号中、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 11:15～11:25)

野畑直決算特別委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほどの竹原信一委員の質問に対して総務課長から説明をしたいということですので、許可します。

松崎総務課長

先ほど竹原信一委員の御質問の中でありました組合事務所の電気料と水道料につきまして、メーターが庁舎機械棟に設置をされております。毎月、請求がそれぞれ庁舎全体分ではありますが、メーターにより組合事務所分の使用料を確認して、組合分の電気代、水道代を算出し、請求をしているということでございます。

[発言する者あり]

電話代につきましては、直通の分につきましては個別に契約をしております。あと、内線については費用が発生しませんので、内線分は特段費用の発生はな

いということですよ。

[竹原信一委員「計算書を出してください。水道代やった。水道代と電気代の」と呼ぶ]

後ほど資料提出させていただきます。

[発言する者あり]

山田勝委員

課長、どこか私はわからないんですよ。ただですね、今、中央省庁でですね、ものすごく身体障害者の採用が水増しだったとかという噂が非常に賑わしておりますが、阿久根市も対象になって、例えば何人は身障者を雇わないかとか、何人はそういう障がい者という、そういう適用を受けてちゃんとしてるの、してないの。

松崎総務課長

具体的な人数は今、ちょっと手元にないんですが、身体障害者につきましては手帳を確認しまして、正確な報告をしていると。採用実績についてはちょっと手元に資料はありませんが、3名（訂正あり）であったというふうに記憶しております。

山田勝委員

そういうなら正確にですね、例えば阿久根市では何人は採用せないかんと、大体ルールになっております。その中で何人採用しておりますというのは明確にせないかんと、明確にしてください。

山田勝委員

今、山田委員の御質問については、後ほど資料で提出をさせていただきたいと思っております。

○認定第4号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

野畑直決算特別委員長

次に入ります。

次に、認定第4号を議題とし審査に入ります。

課長の説明を求めます。

松崎総務課長

認定第4号につきまして、御説明いたします。

初めに、特別会計の決算に関する説明書の1ページをお願いいたします。決算に関する説明の1ページでございます。交通災害の総括的な事項について初めに申し上げます。交通災害特別会計の欄をごらんください。

平成29年度の交通災害共済特別会計の決算は、歳入総額が480万3,855円、歳出総額が466万9,212円、歳入歳出差引額は、13万4,643円の黒字であり、翌年度への繰り越しもなかったことから、実質収支は同額であります。なお、基金への積立て額は、28万4,781円であります。

それでは、決算に関する説明書は20ページをお願いいたします。事項別明細書は27ページになります。

歳出について御説明申し上げます。第1款1項1目事業費は、予算現額46

0万4千円に対して、支出済額は438万4,431円であり、執行率は95.2%でありました。以下、節ごとにその主なものについて御説明いたします。

8節報償費の支出済額35万9,380円は、区長への共済会費の取りまとめ謝金であります。11節需用費の支出済額14万9,646円は、加入申込書の送付用の封筒のほか、加入申込書の印刷経費が主なものであり、12節役務費の支出済額14万205円は、郵便料及び金融機関の窓口収納手数料であります。19節負担金補助及び交付金の支出済額373万5,200円は、1件の死亡事故を含む交通事故34件の交通災害共済傷害見舞金275万3,200円と、平成29年度から交通災害基金を活用し、阿久根市防犯組合連絡協議会に対する交通安全街路灯整備事業補助金、91万8千円、交通災害共済システムサポート負担金6万4千円であります。

次に、第2款1項1目基金積立金は、予算現額28万5千円に対し、支出済額は28万4,781円でした。

続きまして、歳入について申し上げます。

特別会計の決算に関する説明書は19ページ、事項別明細書は25ページになります。第1款1項1目共済会費の収入済額328万4,665円は、会員の年会費であり、一般の会員が365円の7,221人分、75歳以上の会員が200円の3,245人分、合計1万466人で、前年度より627人分の減となっています。次に、第2款財産収入1項1目利子及び配当金の収入済額21万3,781円は、交通災害共済基金の利子であります。次に、第3款繰入金の収入済額91万8千円は、阿久根市防犯組合連絡協議会に対する交通安全街路灯整備事業補助金に充当するため繰入れたものであります。次に、第4款繰越金の収入済額38万7,409円は、前年度繰越金であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

野畑直決算特別委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、認定第4号について、審査を一時中止いたします。

(総務課退室、消防係入室)

○認定第1号 平成29年度阿久根市歳入歳出決算認定について(一般会計)

野畑直決算特別委員長

次に、認定第1号を議題とし、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

消防参事の説明を求めます。

的場消防参事

それでは、認定第1号に係る総務課消防係所管の分について御説明いたします。初めに、平成29年度に取り組んだ事業について御説明いたします。主要事業の成果説明書191ページをごらんください。

9款1項1日常備消防費4,050万円は、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金を活用して高規格救急自動車1台を購入し、阿久根消防署に更新配備したものであります。これにより、災害発生の際には安全かつ迅速な医療機関への搬送ができ、効率的な救急活動の実施が可能となりました。また、最新式の資器材となったため、救急救命士が行う特定行為の安全性が確保され、高度な救急体制の充実が図られ、管内住民の安心・安全の向上に寄与しました。主要事業については以上であります。

それでは、決算内容について歳出から御説明いたします。決算に関する説明書は56ページ、事項別明細書は55ページをお開きください。

第9款1項消防費の予算現額は、3億9,916万5千円であり、支出済額は、3億9,418万7,904円で、執行率は98.75%であります。1日常備消防費は、予算現額3億3,401万4千円、支出済額3億3,394万6,586円で、執行率は99.98%となっており、決算に関する説明書の備考欄のとおり、阿久根地区消防組合への負担金、高規格救急自動車1台分の備品購入費などがあります。次に、2目非常備消防費は、予算現額5,233万6千円、支出済額5千万9,053円。執行率は95.55%で、決算に関する説明書の備考欄に示しました団員の報酬や退職報償費のほか、消防団員活動服等の備品購入費などが主なものであります。

以下、主な節ごとの支出済額とその内容などについて申し上げます。1節報酬1,182万441円は、消防団員221名分の報酬であります。5節災害補償費152万3,444円は、消防団員の遺族補償年金及び消防団員公務災害補償費に係るものであります。8節報償費303万3,876円は、消防団員10名分の退職報償金277万5千円と消防出初式、消防操法大会の表彰用記念品及び謝礼等、報償費25万8,876円であります。9節旅費1,748万2,340円は、消防団員の費用弁償1,730万8,980円が主なものであります。11節需用費412万6,767円は、消防団の車両等の修繕料や燃料費、消防団詰所の光熱水費のほか、年末警戒時の激励に要した経費などが主なものであります。12節役務費160万7,062円は郵便料、電話料等の通信運搬費や各種保険料の経費などが主なものであります。13節委託料4万6,440円は、産業廃棄物処理業務に係る経費であります。

事項別明細書は56ページになります。18節備品購入費254万3,140円は、消防団員の活動服、チェーンソー作業用ヘルメットが主なものであります。19節負担金補助及び交付金580万7,363円は、決算に関する説明書の57ページの備考欄のとおり、消防団員の退職報償金掛金430万800円、団員等公務災害補償等共済基金掛金49万9,793円、消防団員の福祉共済等への補助金として、消防団員互助会に交付した72万3千円などが主なものであります。

決算に関する説明書は57ページになります。28節繰出金135万6千円は、消火栓153基分の維持管理経費として簡易水道特別会計に45万9千円を、同じく299基分は水道事業会計に89万7千円支出したものであります。次に、3目水防費1,468円は災害対策用の資材を購入したものであります。そのほかについては支出を要する災害が無かったことから支出はありませんで

した。次に、4目災害対策費は、予算現額1,251万5千円のうち、総務課消防係が所管する予算は、100万円でありましたが支出を要する災害が無かったことから支出はありませんでした。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は16ページをお開きください。第19款諸収入5項雑入4目雑入2節団体支出金の調定額は、5,621万4,764円、収入済額は、5,621万4,764円であります。このうち消防係所管分は、決算に関する説明書の備考欄のとおり、消防団員遺族補償年金147万9,100円、消防団員公務災害補償金4万4,344円、消防団員10名分の退職報償金277万5千円であります。

決算に関する説明書は、21ページになりますが、20節雑入のうち消防係所管分は、備考欄の下から10行目の原子力立地給付金160万2,924円のうち5万7千円と、22ページの備考欄上から3行目にあります県消防協会火災共済制度出資金割戻金1万3,750円、備考欄上から14行目にあります自動車重量税返納金の5万6,700円、備考欄下から9行目にあります県消防協会福祉共済制度返戻金の2万8,672円あります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いたします。

野畑直決算特別委員長

参事の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

最初に説明いただいた、成果説明書の最新式の機材となったため救急救命士が行う特定行為の安全性が確保されたと。具体的にお話してください。

的場消防参事

竹原委員にお答えいたします。救急救命士の特定行為につきましては、気管挿管といいまして、気管の中に入れる処置なんですけれども、通常の救急隊についてはできませんけれども、救急救命士の資格を持った職員であればできます。それと輸液、いわゆる静脈にする点滴みたいなものなんですけど、それはできるというのと、電気ショック。今、AEDは一般化されてますけれども、以前は一般の方はできないという、救命士しかできないというところなんです。

竹原信一委員

質問の意味を聞いてくださいね。ここは高規格自動車を配備することによっての安全性が確保された、そここのところを聞いてるわけで、救急救命士だからの話じゃないんですよ、ね。この資機材に予算を使ったからよくなったっていう話を書いてある、あなたもそう言ったんだから。その資機材の話をしなないと。前はできなかったけれどもこの新しいこの入れたからよくなったと。機械の話は言わないと。

的場消防参事

資機材につきまして、先ほど説明したのは特定行為、救急救命士が行う特定行為というところで、救急救命士が乗車して救急行為を行うわけなんですけれども、以前の資機材としますと現在の資機材につきましては格段によくなっておりまして、救命率の向上に寄与しているというふうに考えておりますけれども、資

機材の中身につきまして申し上げますと、以前の資機材と比べますと最新式の資機材というところでありますけれども。

[竹原信一委員「答えになってない。わかってないんじゃないの」と呼ぶ]

[発言する者あり]

[竹原信一委員「具体的に言わないと、そこを」と呼ぶ]

野畑直決算特別委員長

休憩に入ります。

(休憩 11:47～11:51)

野畑直決算特別委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

的場消防参事

説明が不足していたようですので、あらためて。高規格救急自動車とそれに伴う積載の資機材の整備というところで、高額な資機材、患者の監視モニター、あるいは半自動体外式の除細動器、それから自動心臓マッサージ機、人工呼吸器などを積載しております。実際に手元にちょっとございませぬけれども、これを用いまして、心肺停止状態の患者が蘇生した、あるいは社会復帰したという例もあります。この29年度に購入していただきました高規格救急自動車が主力としてほとんど4分の3ぐらいはこの高規格救急自動車が管内を出動している状態で、以前の車両については病院からの転院搬送が主というところで、今、29年度に購入していただきました高規格救急自動車が主力で管内は救急出動しており、救命率の向上に役立っているというふうに考えております。

竹原信一委員

その件はわかりました。55ページ辺りだったと思うんですけど、産業廃棄物の処理費用って、産業廃棄物って何のことでしょうか。

的場消防参事

産業廃棄物につきましては、消防団のホース不要になった物、ホースですね、干す用のホース。ホースとか、あるいは吸管が古くなったり、そういう資機材の分を各消防団では処理できないものについて、本部のほうに持ってきていただいて処理をするというふうに。大体、年間、消防署のほう、あるいは消防団のほうと区別できない分もあったりするものですから、年2回程度産廃処理をしております。ヘルメットもあつたりとかですね、年2回は産廃処理の事務をしております。

野畑直決算特別委員長

ほかにありませんか。

白石純一委員

成果説明書の191ページ、救急車の件ですけれども、29年度に最新のものを入れられて、現在、ホームページもちょっと拝見したんですが、高規格救急自動車は2台ということによろしいんですか。

的場消防参事

高規格救急自動車につきましては、現在、3台おります。昨年、29年度に

更新前が普通救急自動車、先ほど説明しましたけれども、1台おりましたけれども、新規に29年度更新していただきまして、現在、3台おります。1台目は平成16年1月に更新しておりまして、次は平成21年3月、今、昨年、29年11月に更新していただきまして、3台とも高規格救急自動車になっております。以上です。

白石純一委員

ホームページでは2台しか出てないので、3台いるので3台に更新してください。それと、29年度のものが最新の設備も備えてると理解しましたけれども、これは119番通報があってからその病状等を聞いてから、どの3台のうち最新鋭を出すのか、あるいは前2台を出すのかというのはそのそれぞれの内容で決められるわけですか。

的場消防参事

基本的に通報を受けましたら、先ほど言いましたけれども、一番新しい、29年度更新していただきました高規格救急車を出動させます。また、基本的には病院からの搬送、例えば、阿久根市内の病院から管外、あるいは市内の病院同士でも大体平成21年の分を利用しております。あと、補助的に一番古い平成16年1月の分については補助的などころ、あるいはこれは4WSを使っておりますので、狭隘はところには選定する場合もあります。

白石純一委員

お伺いしたところでは、まず、最新式のものを派遣するということでしたけれども、例えばそれがですね、最新鋭な設備がない、ちょっとしたけがとか、動けないからというようなけがで例えば出た場合、そのあとに大変重篤な病状の方の搬送が通報があった場合、やはりそういう場合はより最新鋭な機材が必要だと思うんですが、そういった通報の内容によってどの車両を出すかということは優先順位は考えられないんでしょうか。

的場消防参事

先ほど答弁しましたけれども、原則は新しい救急車を、29年度購入していただきました救急車で出動するわけですがけれども、軽症患者につきましてはときと場合によりますけれども、あるいは以外の車を出すかもしれませんけれども、基本的には全救急に対しては29年度の更新していただいた救急車で対応なんですけれども、ほかの車両につきましても資機材については救急救命士、あるいは救急隊による処置ができるような装備もそろっております。最新鋭であるかないかの差だけでありまして、処置自体には問題ないというふうに考えておりまして、ただ体制的にはですね、通報段階で呼吸がとまった、心臓がとまったというときは4名体制で出動したり、それと、今、県が導入しておりますドクターヘリの場合も、キーワード方式というのがありまして、通報段階でがけから落ちた、交通事故があったという場合は高規格も出ますけれども、すぐドクターヘリのほうを要請しますので、そのケースバイケースでいろんな場合も想定して出動態勢もっております。

白石純一委員

重篤な患者にはですね、最新鋭の機器が必要でしょうし、そのほうが助かる確率は高いと思いますし、そうでない場合は必ずしも最新鋭のものではなくて

もいいと思います。その辺の使い分けをですね、しっかりマニュアル化でもしてやらないと、せっかく助かる命も助からなくなる可能性もありますので、その点の対処をよろしくお願いします。

牟田学委員

関連知れですけれども、56ページ、高規格自動車なんですけど、こうやって更新をしたあとですね、その前の救急車がいるじゃないですか。基本的にそれはどういう処理をされるんですか。下取りがあるのか、中の資機材を新しいのに入れて使えるのは使えるようにするのか。そこ辺りはどうなんですか。

的場消防参事

基本的には使える資機材、あるいは消耗品等も使用するわけですけれども、財源がですね、電源立地交付金等使用した場合は、前ののが使えないからというところで廃棄処理をします。廃棄をします。

牟田学委員

廃棄って、言えばですよ、発展途上国に送るとか、そうじゃなくてそのまま処分するということですか。

的場消防参事

基本的に普通の一般の車両は一時抹消で済むかもしれないですけれども、救急車、あるいは消防車については二次抹消までするということなので、あとでほかのところで転売したりとかしないようにということなので、今、国の指導もありますし。古くなったから外国へ日本の車両がまだ機能がいいということなので、寄贈してくださいという話もあるんですけれども、そういう財源的なものが、市であったり消防組合であったりした分であれば、我々も寄贈も考えるんですけれども、その財源の使った体制によって、その都度その都度考慮します。基本的には処分するときも次のところで使えればなと思うんですけれども、二次抹消までは今しております。

竹原恵美委員

説明書の56ページの9款1項1目負担金補助及び交付金の中に、職員の人員など入っているかと思うんですが、消防議会でよく説明されること、これから説明されることはありましようけれども、人員と、先の稼働の状況、傾向などを教えていただけるとありがたいです。

費用じゃなくて、人員が何人いて、稼働がフル稼働というか、保有の状況がいい状況で回っていると言えるのか、それとも事象があって運用がうまくいってないことがあるのか。

野畑直決算特別委員長

竹原委員、一問一答で、次、質問することも考えてですね、聞きたいことを一つずつ整理して聞いてください。何人なのかとか、聞いてから次の質問をしたほうがいいと思いますので、実際答えられなかったのも、スムーズにいきませんので、一問一答でわかりやすく、簡潔に質問をお願いします。

的場消防参事

この負担金につきましては、消防組合の中の共通経費と固定経費、いわゆる共通の分につきましては長島町と6対4の割合で算出されております。固定経費につきましては阿久根市が100%ということになりますけれども、実際、

阿久根市の職員は本部は4名、あと34名いますので、38名の人員であります。ただし、9月21日まで、今回、4月に採用された職員が消防学校の初任教育にいまして、21日卒業してまいりまして、今、2人、当直勤務をしておりますけれども、基本的に今、8名体制で回しております。ただ、長期研修、本日からまた専科のほうに研修に行っておりますけれども、長期研修、専科のほうの研修等があったり、病休等があったりとかもありますし、日勤者が係長以上10名おります。その人数が長期研修等でいない場合はそこが当直に入っております、今のところスムーズに回っているというふうに考えております。

濱之上大成委員

ささやかな質問ですけどね、56ページ、先ほど備品購入費の消防団活動服ほか254万3,140円だったんですね。今、自然災害とか、それぞれにいろいろこう大変であって、庁舎としてもビニールとかそういう準備等もしますが、ささやかな状況ですがね。この生命財産を守るために消防団員としては頑張っているわけですが、今、各区の維持運営に非常に苦勞しているところがありまして、私どもの区も、消防団員のですね、雨具、雨ガッパですね。これに非常に理解をもらって購入した経緯があります。今後の問題ですが、活動服も大事ですけども、もちろんそれと同時にですね、今の雨、そういう雨天等の問題もありますので、どうか今後、質問というよりも要望なんですけどね。雨具の雨ガッパ、こういったものも各団員に提供いただければなと思うんですが、参事としてどのようなお考えでしょうか。

的場消防参事

委員御指摘のとおり、常備のほう、職員のほうにつきましては雨着、あるいは雨靴等も貸与されているわけですけども、現場に行くのは同じ消防団員も一緒ですので、貸与品についても、今、国のほうも消防団員に関する法律もできておりますので、装備につきましては議会のほうにもお願いしまして、これまでも活動服につきましても2年かかって、29年、28年度かかって更新しております。今、現場の安全管理を考えた上で、また手袋等も整備させていただいておりますので、今後につきましては雨具についてはいろいろ要望もありますので、今後はまた財政当局とも協議をしながら、また、交付金等があつて前は整備したこともありますので、そういう財源等も見つけて今後は、配備できればよろしいんですけども、合わせて濱之上委員がおっしゃった、裕福と言えば語弊があるかもしれませんが、配備されてる分団、あるいはされていない分団もありますので、そこら辺りも調査しまして、今後検討していきたいというふうに考えております。

濱之上大成委員

実はですね、各区の団員によっては安い、高いもありますよね。そういった状況からいって、おっしゃったように今後の課題として、決して使い捨てじゃなくて、団員が交代すればそのまんま回しをできるわけですから、どうかそういうのを理解していただければなと。要望で終わります。

野畑直決算特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

山田勝委員

高規格救急車がことし1台入ってですね、合計3台いるということなんですが、とりあえず1年間に何人ぐらい搬送しているんですか。

的場消防参事

その前に、昨年11月導入していただいているからですね、今、この高規格救急自動車は828件、昨年11月から件数、搬送人員ぐらいで800人ぐらいです。ただ、年間統計的に見ますと1,400件ぐらいの推移で動いておりますので。29年につきましてでありますけど、1,363件です。

山田勝委員

1363人搬送した、大体。大体で、これぐらいで。ということは、例えば消防署の主たる仕事は、もちろん火災、災害もだけれども、救急業務というのは非常に大きなウェイトを占めているというふうに受けとめないかんですね。そうですか。

的場消防参事

山田議員御指摘のとおり、現在、9月29日に建物火災がありましたけれども、今、消防署だけじゃなくて消防団員の方の啓発活動も進んでおまして、平成29年12月31日、建物火災が発生して以来、建物火災はことしは初めての発生でございます、火災件数につきましても、年によりましてけれども、多かったり少なかったりもあるんですけれども、救急件数については大体阿久根署管内、阿久根市内については先ほど申しました1400件程度で推移しているところでありますので、大体、平均、日に4件というふうに計算していただければと思うんですけれども、主はやはり今救急のほうなのかなというふうに考えております。

山田勝委員

何でこう言うかというとな、私は高規格救急車を入れる、入れないときですね、出水にはあるけれども阿久根にはないから、出水の市民と阿久根の市民の命の値段が違うのかといった質問をしたことがあるんですよ。だから、そういう意味からしてね、高規格自動車を入れたことによって、人命を救う確率が非常にふえたというふうに受けとめていいんですか。

的場消防参事

山田委員御指摘のとおり、今、我々が目指しているものは、例えば先ほど言いましたけれども、心肺停止の方を病院まで搬送しまして、その方が社会復帰できるような処置をしなければいけないというところで、高規格救急車を昨年また更新していただきまして、今、3台体制ですけれども、病院の先生方からも要望もあったわけですが、そういう部分については寄与しているというふうに考えております。

[山田勝委員「以上」と呼ぶ]

野畑直決算特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ認定第1号中、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。

午前中の審査を中止し、午後は1時15分から再開いたします。

(休憩 12 : 14 ~ 13 : 15)

野畑直決算特別委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、認定第1号中、福祉課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

川畑福祉課長

認定第1号中、福祉課所管分について、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は33ページ、事項別明細書は29ページをお開きください。第3款1項1目社会福祉総務費の2節給料から4節共済費は、職員9人分の人件費が主なものであり、うち福祉課所管分については6人分となります。13節委託料は、社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング業務に係る委託料であります。平成29年度は、市内の8社会福祉法人中、6法人について指導監査を実施したところであります。決算に関する説明書は34ページになります。19節負担金補助及び交付金の主なものは、臨時福祉給付金事業であり、当事業は、消費税引上げの実施予定が、平成29年4月から平成31年10月に延期されたことを踏まえ、引き上げ額相当分の補てんとして、延期された消費税引上げの2年半分を一括して支給したものであり、社会全体の所得の底上げを図る観点に立ち、個人消費の下支え等に資するよう実施したものです。なお、当事業は明許繰越事業として実施し、財源は全額国庫補助であります。給付実績は、平成28年度分住民税非課税世帯を対象とし、1人当たり支給額は1万5千円、支給者数は延べ6,218人、9,327万円を支給しました。事項別明細書は30ページになります。28節繰出金は、健康増進課所管分であります。

2目心身障がい者福祉費は、障がい者福祉サービスに係る委託料及び扶助費が主なものであります。13節委託料のうち、阿久根市障がい者計画及び地域福祉計画策定業務につきましては、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の一体的な施策展開のため、平成30年度から平成35年度までの6カ年を計画期間とする障がい者福祉計画策定に関する業務を317万5,200円で、鹿児島みらい研究所に委託しました。また、子ども発達支援センターこじか運営業務は、子ども発達支援センターこじかの運営委託料であり、社会福祉法人青陵会に委託しております。なお、こじかの平成30年3月末時点の登録児童数は、阿久根市18人、出水市10人、長島町9人、薩摩川内市1人の計38人です。

次に20節扶助費中、金額の大きいもの及び前年度と比較し増減幅の大きいものについて御説明申し上げます。決算に関する説明書は、35ページになります。生活介護費は、利用者増により、前年度比で約1,760万円余り増加しております。当事業は、常に介護が必要な方に、日中、障害者支援施設で入浴、食事、排泄などの介護を行うもので、延べ1,170分を給付しました。施設入所支援費は、前年度比で約330万円余り増加しております。当事業は、

施設に入所する方に、入浴、食事、排せつなどの介護を行うもので、延べ784人分を給付しました。就労継続支援費は、前年度比で約530万円余り増加しております。当事業は、通常の事業所で働くことが困難な方に生産活動等の機会を提供し、知識や能力向上のための訓練を行うもので、延べ1,453人分を給付しました。障がい児通所支援費は、平成28年度から児童発達支援センター機能の拡充が図られたことから、平成29年度においても引き続き利用が伸びており、前年度比で約1,580万円余り増加しております。当事業は、早期に療育の必要な未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業の利用者が延べ431人、就学中の児童を対象とする放課後等デイサービス事業が延べ367人、サービスを利用するための支援利用計画を作成する障がい児相談支援が延べ206人となっており、サービス利用者延べ人数の総計は、前年比140人の増となっております。

次に、決算に関する説明書は36ページ、事項別明細書は31ページになります。2項1目児童福祉総務費1節報酬は、家庭相談員2人分の人件費となります。事項別明細書は32ページになります。2節給料から4節共済費の主なものは、児童対策係及び子育て支援係の職員5人分の人件費にかかわるものがあります。8節報償費のうち、出生祝い商品券642万円については、第1子に3万円、第2子に5万円、第3子以降に10万円の商品券を支給するもので、合計114人に支給しました。

20節扶助費の主なものについて説明いたします。児童扶養手当は、ひとり親家庭の母又は父等に支給するものであり、延べ2,958人に支給しました。自立支援教育訓練給付事業については、申請があった3人に353万2千円の助成をしました。ひとり親家庭医療費助成事業については、延べ6,548人に助成をしました。子ども医療費助成事業については、延べ2万6,955人助成しております。

次に、2目児童措置費20節扶助費は、児童手当として支給したものであります。支給した延べ児童数は2万4,837人、対前年度比709人の減でありました。

次に、3目保育所費は、みなみ保育園の正規職員2人と保育士嘱託員10人、看護師嘱託員1人、給食嘱託員2人の人件費及び施設管理費等が主なものであります。事項別明細書は33ページになります。

13節委託料は、一般廃棄物収集業務など、備考欄に記載の8件の業務を委託したものであります。17節公有財産購入費は、園庭のジャングルジム1台について、老朽化が著しかったため買い替えを行ったものであります。18節備品購入費は、給食室の冷凍冷蔵庫1台について、老朽化が著しく不具合が生じたため買い替えを行ったものであり、乳幼児用サークル水槽については、0、1歳児用のビニールプールとして新たに購入したものであります。

決算に関する説明書は38ページになります。

4目児童館費の主なものは、13節委託料の放課後児童健全育成事業であり、放課後児童クラブの運営委託費であります。なお、昨年度は、西目児童クラブの利用者が増加したため、西目小学校郷土室を活用して低学年と高学年の部屋

に分けて事業を実施しました。14節使用料及び賃借料は、第2阿久根学童クラブで使用している、NTT阿久根ビルの賃借料であります。18節備品購入費は、尾崎小学校で実施している尾崎児童クラブに空調機を購入したものであります。

次に、5目保育施設運営費は、保育所運営に係る扶助費が主なものです。事項別明細書は34ページになります。13節委託料の地域子育て支援センター事業780万3千円は、社会福祉法人青陵会に委託し、おりた保育園で実施している保育園に入る前の親子を対象とした子育てサークルの育成・支援や、育児不安についての相談・援助等に係る委託料であります。19節負担金補助及び交付金の主なものは、保育対策等促進事業1,819万1,800円であり、各保育園で延長保育事業等を実施し、その実績に応じて補助するもので、保護者の就労支援と保育サービスの充実に努めているところであります。20節扶助費であります。保育所運営費については、市内の私立保育園及び認定こども園7カ所、さらに市外の保育園や認定こども園及び事業所内保育事業所の計11カ所に対し、延べ児童数7,436人分として、6億7,292万3,368円を支出しました。

次に、3項生活保護費1目生活保護総務費は、保護係職員4名分の人件費及び生活困窮者自立相談支援事業等が主なものであります。13節委託料は、備考欄に記載の業務に係る委託料であります。このうち、生活困窮者自立相談支援事業については、生活保護に至る可能性のある生活困窮者の自立を支援するため、相談窓口として阿久根市社会福祉協議会へ委託し実施いたしました。23節償還金利子及び割引料は、平成28年度分生活扶助費等国庫負担金等の国への返還金であります。次に、2目扶助費の支出済額は、対前年度比で、961万4,257円の減となりました。平成29年度の月平均の被保護世帯は、128世帯、163人であり、前年度と比較して、17世帯、23人の減となっております。扶助費が減少した要因としましては、医療扶助が1,774万8,100円の減と最も多くなっております。主な理由として、入院費及び食事療養費、外来診療の数が減少したことにより、医療費減少につながったものであります。続いて、生活扶助が1,084万7,673円の減となっております。主な理由としては、世帯数及び対象者が減少したことによるものであります。なお、平成29年度の新規の保護申請は21件で、うち保護開始が17件、却下2件、取り下げ2件で、保護開始の主な理由は、預貯金の減少等による生活の困窮となっております。また、廃止は34件でありました。

次に、4項1目災害救助費、20節扶助費については、火災による死亡見舞金2件と住宅火災害見舞金1件の計65万円を支給したものです。

以上で、歳出を終わり、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は4ページをお開きください。

第11款2項1目民生費負担金2節児童福祉費負担金の主なものは、保育所運営費であり、いわゆる保育料であります。不能欠損額31万6千円、収入未済額397万5,680円は保育料の滞納分であります。保育料滞納者への対策については、児童手当の支給時などに納入相談を実施するとともに、夜間の訪問徴収や電話相談、催告書の発送など取り組んでまいりましたが、徴収率は

92.10%と前年度と比較して0.53ポイントダウンとなりました。なお、平成29年度から夜間や休日等でも納入できるよう、コンビニ納付を導入し、利用者の便宜を図ってまいりました。また、今回市外への転出等の理由により、徴収困難と思われる者について、平成17年度から平成24年度分、対象保護者2名、延べ14月分を不能欠損処分としたところであります。収入未済額については、本年9月14日時点において、64万4,770円が納入済であり、333万910円の残額となっており、引き続き徴収に努めてまいります。

次に、決算に関する説明書の12ページ、事項別明細書は7ページになります。第13款1項2目民生費国庫負担金のうち、1節社会福祉費負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業に係る国庫負担金であり、基準額の2分の1を国が負担するものです。2節児童福祉費負担金の保育所運営費及び児童入所施設措置費については、国の負担割合は事業費の2分の1、児童扶養手当については3分の1となっております。3節児童手当給付費負担金については、約3分の2が国の負担となります。4節生活保護費負担金は、4分の3が国の負担であります。

次に、決算に関する説明書は13ページ、事項別明細書は8ページになります。2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金では、共助の基盤づくり事業を除く事業が福祉課所管の事業であり、臨時福祉給付金給付事業費補助金が主なものであります。2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金については、一時預かり事業、子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ運営事業に係る補助で、補助率は補助基準額の3分の1、母子家庭等対策総合支援事業費は、母子家庭高等技能訓練促進費に係る補助で、補助率は補助基準額の4分の3であります。

次に、決算に関する説明書は14ページ、事項別明細書は9ページになります。3項2目民生費委託金2節児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当事務費に係る交付金であります。

第14款1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業に係るものであり、県が4分の1を負担するものです。2節児童福祉費負担金のうち、保育所運営費は私立保育園の保育所運営費に充てるもので、県の負担は4分の1であります。3節児童手当給付費負担金につきましては、県負担は6分の1であります。4節生活保護費負担金は、帰来先のない者に対する扶助費の4分の1を県が負担するものです。

次に、決算に関する説明書は15ページ、事項別明細書は10ページになります。1節社会福祉費補助金は、重度心身障がい者医療費助成事業費、地域生活支援事業費が主なものであります。重度心身障がい者医療費助成事業について県の負担割合は2分の1、地域生活支援事業は、障がい者の日常生活用具給付事業や地域活動支援センター事業、相談支援事業等に係るもので、4分の1の補助であります。2節児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金が、放課後児童クラブ運営事業や延長保育事業等に係るもので3分の1補助、乳幼児医療費助成事業費、ひとり親家庭医療費助成事業費及び多子世帯保育料等軽減事業費が2分の1補助となっております。

次に、決算に関する説明書は17ページ、事項別明細書は12ページになり

ます。3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金のうち、特別給付金等支給事務市町村交付金は、戦没者遺族への特別弔慰金支給事務に係るものであります。2節児童福祉費委託金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する児童福祉一般事務に係る交付金であります。

次に、決算に関する説明書18ページ、事項別明細書は13ページをお開きください。第15款1項2目利子及び配当金のうち、決算に関する説明書の下から3行目地域福祉基金が福祉課所管分であります。

次に、決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は16ページをお開きください。第19款5項4目雑入2節団体支出金のうち、福祉課所管分は国保連合会障害児給付費交付金であり、心身障害者福祉費における子ども発達支援センターこじか運営事業などの児童発達支援事業に充当しております。これは、子ども発達支援センターこじかで実施する児童発達支援事業に係る給付費として、国保連合会からの交付金であります。

次に、決算に関する説明書の21ページの20節雑入のうち、福祉課所管の主なものとして、上から6行目の延長保育事業利用料、一時保育事業利用料、保育所職員給食費負担金は、いずれもみなみ保育園分であります。また、12行目と13行目の相談支援事業他団体負担金と地域活動支援センター事業他団体負担金は、いずれも長島町と共同実施している長島町分の負担金であります。さらに、下から12行目、生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護受給者の収入未申告等による返還金等であります。なお、雑入の収入未済額のうち、203万545円については、生活保護法返還金のうち平成29年度中に返還が終了しなかったものであり、滞納繰越処分を行い、対象者は2名であります。

次に、決算に関する説明書は23ページ、事項別明細書は17ページをお開きください。第20款1項2目民生債5節災害援護資金貸付金債については、平成29年度において、災害等による貸付該当者がなかったため、全額不用となったものです。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

野畑直決算特別委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

成果説明書の中の38ページ、発達支援センターこじかの運営の中であるんですが、利用が阿久根市が36人、出水市13人、長島町9人というふうになっています。地域に、阿久根市に限った利用になっていない施設だということは理解しているんですけども、聞いて回ると紹介が上手な、つなげるのが上手な市はこじかにつながりやすく、例えば福祉課の部分が紹介がもっとうまく利用に向けたほうがいい方に紹介ができれば、阿久根市の中であぶれることなく利用できるのではないかと思うんですが、紹介の仕方については改善の余地はありますでしょうか。

猿楽福祉課長補佐

竹原議員にお答えいたします。おっしゃったとおりですね、今まで療育体制の早期療育というところに関しましては、やはり早いうちからの保健師、ある

いは保育所、それと健診というところが主な早期発見の要因となっております。したがって、その関係、それとこじかという子ども発達支援センターの両方で、あるいは両方の提携というのがよくできてる場合について、これは市内の話なんですけれども、そこはある程度進んでいってるのかなと思います。また、市外の方につきまして、出水市についてはセンター自体が、相互支援センターとしてのセンターがないというのも一つありまして、そういう施設的な問題もあるのではないかとこのところがあります。ただし、最近はどこも療育に対しては熱心に研修等も行っており、それと少しずつ保護者の方々、あるいは子供を見る方の療育に関する考え方も変わってきたのかなと思うところです。もちろん市の中の事業所ももちろんですけれども、そういう市外の方についての拠点としての目的もありますので、今までどおり継続していきたいと考えております。

竹原恵美委員

ぜひお願いします。あと、福祉課に対してつながりやすいのが手帳がある方はつながりやすいんだということを知ったんだけど、ない方でやはり早期につなげていく必要があるっていう方に対しての紹介、情報提供っていうのはぜひ、今までとの改善などを教えていただけるとありがたいです。

猿楽福祉課長補佐

ただいまの質問につきましてですが、やはりどの時点で療育が必要かというのはわかりにくいところがあって、そのこの起点となるのが今、1歳半健診だとか、そういうところでまず気づきをする。それから保健師、あるいは専門的な方々の意見を聞きながら、私どもも子育て支援センターというのを運営しておりますけれども、まず親子教室としてそちらに親子で御参加そうですかとかという段階を踏んで、それからセンターにもやはり療育に専門的な先生方、あるいは保育士さん等いらっしゃると思いますので、そこから情報を交換しながら次の段階というステップを踏みながら今までやってきているところ、療育支援の今のところの根幹となっているところです。この体制を崩さず、さらに発展、それぞれ見方を発達させながら、今後も療育については体制を整えていきたいと考えているところでもあります。

竹原恵美委員

手帳を持たない方に対して、なかなか利用がない、ずっとないものだから、その方は必要があっても大きくなってしまふ、そのまま手放しになっている部分もありますので、ぜひしてください。それとこれはお願いなんですけれども、支援が必要なお子さんがいらっしゃる保護者だけではなくて、そうではない、家族にいないと思ひ込んでたり、ほんとになかったり、あつたりなんですけれども、環境として、やっぱり理解がないと、両方に理解がないとなかなか行きづらい場所であるということはおわかっていて、阿久根市の支援計画、障がい児の支援計画にも載ってましたので、両方の意識醸成をぜひ働きかけるような、何か説明会とかなどをぜひ行っていただきたいです。お願いでした。

白石純一委員

成果説明書の39ページ、一番下にですね、下から2行目ですけれども、30年10月診療分から住民税非課税世帯の未就学児を対象に窓口負担がなくな

るということですが、住民税非課税世帯の方にとっては未就学児であろうが、小中学生になっても、やはり負担はかなり大きなものだと思いますので、県がですね、こういう未就学児の窓口化を進めるに当たって、病院側の対応にそれほど追加の負担はないと思いますので、小中学生についての非課税世帯、こちらも市のほうで窓口負担をなくすというようなことは考えられないでしょうか。

川畑福祉課長

現在の未就学児を対象から小中学生までということですかね。こちらのほうにつきましては阿久根市だけということもですね、なかなか、いろんな国保連合会、関係機関等との調整もある関係で、なかなか難しいのかなと、現段階ではですね。そのように考えております。

白石純一委員

難しいのであって、できないことはないちゅうことでいいんですか。

川畑福祉課長

可能は可能だとは思いますが、先ほど説明しましたとおり、いろんな経費等もまた発生することも考えられます。その辺の手間等ですね、考えればもうちょっと整理する期間が必要かなというふうには思っているところであります。

白石純一委員

難しいのは理解できますけれども、それを他市に先駆けてですね、やはりやることは決して悪いことではない、むしろやるべきことだと市が判断すれば、それは積極的に検討していただきたいと思います。

次に、同じ成果説明書の40ページ、一番下の商品券の有効期限が半年ということになっていきますけれど、この半年の理由は何かありますか。

川畑福祉課長

商品券につきましてはですね、出生してから3週間程度経ってから保健師さんが訪問しまして、その家庭をですね、訪問しまして商品券のほうを配布するというふうな手続になってくるんです。子供さんのですね、出生をお祝いしてということで、出生に関していろんな経費等かかる、そちらのほうにできるだけ早めに利用していただくということもですね、また、合わせまして阿久根市の商工業の発展にも資するという意味も含めまして、早めに利用してもらおうという意味も含めまして半年ということで期限を設けさせていただいているところでございます。

野畑直決算特別委員長

委員の皆さんに、全体としてですけれども、今、ページ数だけの質問ですけれども、やはり最初言ったように款項目、そしてページ数を言って、質問をしてもらわないと、あと委員長報告も大変ですので、最初言ったとおり、そのような質疑をお願いします。

白石純一委員

すいませんでした。今の質問は3款2項1目ですけれども、成果説明書の40ページ。期限切れで引き換えられていない商品券はどれぐらいありますかでしょうか。

宇都子育て支援係長

換金率につきましては、29年度は84%になっております。

白石純一委員

ということはですね、16%の方が期限切れで引き換えられてないと。結構な、私は高い率だと思いますので、私はもう少し有効期限を延ばすなりして、かつ利用を忘れないように呼びかけるということをするべきだと思いますので、善処方お願いいたします。

次に、同じく成果説明書の42ページ、3款2項4目、児童クラブ、学童クラブですけれども、この中で、以前私が本会議でも質問したんですが、耐震化が図られていると判断されるのは第2阿久根学童クラブは確認いただきましたが、それ以外で、恐らく小学校内にある施設は耐震化がされてるのではないかと思います。例えば中央児童館とかは耐震基準を満たしているかどうかはわからないということだったと思うんですが、今、この中で耐震基準を満たしていない、若しくは不明な施設はどれくらいありますでしょうか。

川畑福祉課長

前にですね、議会のほうであってから、こちらのほうはその辺の進捗というか、そこら辺は調査を行っていないというところであります。

白石純一委員

やはりですね、耐震をされていない、あるいはわからない施設で子供を預かるというのは、これは市にとっても大変なリスクになるわけですから。その下に、事業の成果のところ、西目児童クラブについては児童が増加したので余裕教室を利用してやっていると。ということは学校内の空き教室を利用することも可能だと理解できますけれども、これまで学校内は難しいというような説明を多々あったかと思えますけれども、その辺、学校内を耐震化が図られている教室を利用してということは対応できないですか。

川畑福祉課長

学校の施設の利用につきましては教育委員会と、それから直接学校等にもお話をしまして、児童クラブの利用等について協議をさせていただいているところではありますが、実際、教育委員会につきましても、それぞれ特別支援学級であったり、あるいは特別教室であったり、それぞれ児童数は減ってきておりますけれども、学校としてそれぞれの教室、特別教室ですね、そちらのほうを設けている関係で、なかなか児童クラブを新たにまた空き教室を利用してというような余裕があるような学校ですね、なかなかその辺が難しいような状況ではあります。

白石純一委員

児童数が減っていくのはこれから明らかであってですね、余裕教室が全くないということもないと思いますし、何よりも耐震基準を満たしているか、あるいはわからない施設でですね、お子さんを預かるというのは、これは私はあってはならないことだと思いますので、その点早急な対策をとっていただくようお願いいたします。

竹原恵美委員

成果説明書45ページの3款2項3目です。施設のほうで脇本保育園が児童数ゼロで記載してあるんですけれども、今この保育園、どんな状況で、どんな

利用目的で存在している状況でしょうか。

川畑福祉課長

脇本保育園ですね、こちらのほうは保育所等の条例でここの記載のとおり、脇本保育園、それとみなみ保育園というふうに条例上記載されている。実際には脇本保育園については、保育所として運営はしていない状況であります。ただし、現在ですね、脇本児童クラブ、こちらのほうで利用をしている現状であります。

竹原恵美委員

成果説明書27ページの3款1項1目で、臨時福祉給付金なんですが、質問ですけれども、9,327万配布するのに、事務費が500万ほどかかるんです。この事務費500万というのは何が一番占めている、経費として占めていますのでしょうか。バランスとして大きいのではないかなと見えたところですよ。教えてください。

川畑福祉課長

こちらのほうの事務費でありますけれども、まず、事務費については振込手数料、ほとんどがみなさん臨時福祉給付金については振り込みになっている関係で、そちらのほうの占めるウェイトが大きいのかなと思っております。

野畑直決算特別委員長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

渡辺久治委員

説明書の21ページ、下から13行目の生活保護法返還金及び徴収金というのがありますけれども、これは先ほどちょっと説明されましたけれども、もう1回わかりやすく言ってもらえませんか。

川畑福祉課長

こちらのほうの返還金につきましては、生活保護の対象者となった場合に、途中でですね、収入等がある場合があります。というのが、年金であったり、あるいは臨時の収入ですね。どっかに働きに行って収入があったりとか。その分についてもやっぱり収入としてカウントして、それで生活保護費をまた計算して支出するというふうな形になる関係で、その関係でですね、こちらのほうに報告がなかった方についてはですね、通常、収入があったときには報告をさせていただくようになってるんですが、報告がなかった方についてはこちらのほうは返還していただくというふうな手続をとっているところでもあります。

渡辺久治委員

わかりました。返還金と徴収金で合すと212万になっていますけれども、これは内訳はどのくらいなんですかね。返還金はどのくらいですか。返還金は何件くらいあったかを教えてください、人がですね。

川畑福祉課長

件数はですね、45件、45人分になります。実は、こちらのほうはですね、過年度分の収入未済が大きいところでもありますので、こちらのほうを合計した金額がこのような金額になっているところでもあります。

渡辺久治委員

この返還金というのがですね、何て言うかな、市の行政の縦割りでわからん

かった部分が多いというか、ざっくり言えば個人情報保護ですかね、それによってわからなくて発生する部分が多いと思うんですが、それはいかがですか。

川畑福祉課長

生活保護の受給者の方々については、先ほども説明しましたとおり、いろいろな収入等があったらちゃんと報告をしてくださいということで説明を。こちらのほうもわかる範囲では調査して、収入等がどういうのがあったかというのを調査している場合があるんですが、なかなか本人からですね、申し出等がないとわからない、判明しない部分もある関係でですね、そういう場合についてはこうして返還金等が生じてくるということが発生してまいります。

渡辺久治委員

1 回出したものをですね、また、生活保護をもらっている人からもらうのは大変ですから、なるべく情報を、個人情報もありますけれども、よく持ちよってですね、発生しないような努力をしていただきたいというふうに思います。以上です。

野畑直決算特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

3 款 3 項 2 目の生活扶助費なんですけどね、この成果説明書の中に 7 3 7 2 万 3 2 7 円と書いてありますが、これは俗に言う生活保護だと思ってるんですがね、何世帯分ですか。3 款 3 項 2 目よ。

川畑福祉課長

こちらのほうにつきましてはですね、4 4 ページ、下のほうにも書いてありますが、先ほど説明しましたとおり、平成 2 9 年度の月平均の被保護世帯は 1 2 8 世帯、1 6 3 人というふうになっております。

山田勝委員

私はね、本会議でも言ったんですが、例えば、働けばその分だけ厳しく、何ですか、取り戻すよというこういう姿勢はね、逆に、私の知り合いですよ、今まで農作業をしてくれた人が、生活保護をもらうことによってね、ほんとうにためなつたふとがごられんごっひんならつたて。そいじゃ困つとじゃつて。だからくれるほうが悪いのか、どっちがよかかわからんですよ。でも、やはりね、産業を振興するためにはそういう働いでくれる人もおらないかんわけですよ。だから、その付近にもう、失礼だけど、少しぐらい働いて、お手伝いしたぐらいは大目に見つて、きばあこんのぶんはきばれてというような姿勢も必要やつと思つたっどんね。どうですか、担当係長。

野畑直決算特別委員長

職名を言って手を挙げてください。そうしないとほかの課にも通じてやっておりますので、ほかの課もなんですけど、職名を言ってからお願いします。

栗林保護係長

おっしゃることはわかるんですけれども、制度に基づいて行っている以上ですね、そこについては、認められる部分については控除していきたくは思っていますが、できない部分はできないと申し上げとかないとですね、平等性に欠けるかと思つたので、よろしくお願ひいたします。

川畑福祉課長

ちょっと補足をさせていただきますけれども、保護の相談等があった場合ですね、相談があった方についてはいろいろ聞き取りを行います。その中で、仮に山田委員が言われたとおり、今まで働いておったのにそれをやめて保護を受けるといのは本末転倒というか、それは状況にもよるかもしれないんですよ。健康状態であるとか、高齢であるとか、そういうことで今まで働いておったのに保護を受けざるを得ないというケースもあります。ただし、福祉課としては、できるだけ体がですね、健康な方、こちらのほうについては就労につながるような形の保護の受給というふうな形で、今、保護を受けている方についても定期的に訪れて就労の状況はどうなのか、ハローワーク等に行っているのか。その辺もですね、できるだけ就労につながるように、先ほど言いましたように健康な方についてはそのような形で働きかけを行っているという状況であります。

山田勝委員

私はね、こう思うんですよ。例えば、働けば縁を切りますよ。あるいは働いているけどどうしても重労働ができない、たくさん金をもらえないんですよというから生活支援の申請をするわけですね、もらうことによってぱっと切れといたらですね、少しぐらいできるんだったら、ちった大目に見てやらないとね、結果として迷惑する人が出てくるわけ。だから、その付近はね、あなた方の言う気持ちはわかるよ。わかることはわかるんだけど、その付近については少しぐらい就労の練習だから、でくっひこはしてよかとなというような気持ちも少しぐらいにないとね、迷惑する人が出てきてるのは確かなんですよ。だから、これをどれだけ言ってもね、あんたたちはきばってよかっど、ぜんなくれんどって言わないかんでほら。だからそういう気持ちでね、やはりしてくらないとね、せっかく今まで利用しとった人が利用できなくなる、もう人を雇えない、現実に人がいないという世の中ですよ。そういう中で、少しぐらいは働けるんだったら働きながらいいですよっていうぐらいの気持ちでやってほしい。ちょっと温かい部分をお願いします。

それからですね、いっつもかっつも言うから、もういやになってると思う。3款3項、このみなみ保育園の問題だけどね、あなたたちは民営化しようという気持ちがあるの、ないの、まず課長。この前も言いましたよ。

川畑福祉課長

このみなみ保育園の継続というか、民営化、その辺の問題なんですけれども、こちらのほうは先の議会等でもですね、報告をしたというふうに思っておりますけれども、平成27年度から平成31年度までは子供子育て会議等ですね、公立で運営するというふうな方向性は示されておりました、31年度までは公立で運営ということが決定をしているところであります。平成32年度に以降につきましては、また今後子育て会議ですね、こちらのほうを開催しまして、またどのような運営が適切なのか、その辺は今後協議というふうになってくるものと思っております。

山田勝委員

この話は徹底的にやってきて民営化するという形に決まった。でも現実にて

きなかった。市長選挙もあってできなかった。でも現実に、あそこで働いている方々はね、こんなむちゃくちゃな労働条件はないですよ。同じライセンスを持っている人が、同じような仕事をして、医者どんじゃれば別じゃっど。3倍以上の報酬を、給料をもらっている、ね。絶対ね、特別だ、絶対ほんなら市の職員の方々がね、その方よりも3倍仕事をして、3倍意義のある仕事をしているわけではない。ほかの民間の保育所を見ればわかってますよ。こんなことを続けとったらね、あなた方が市民の敵になりますよ。私が今、担当係長が来てるけどね、係長に言ったって、もう答弁もできない、涙を流して帰るだけですよ。みんなそう思ってるんだから、働いている人は。みんな仲良くやりますよっていうけど。仕事はうんどめ押し付けてぜんな3倍もろとって、思とったってみんな。そんな理不尽なことをやってはいけないから私は言うんですよ、課長。31年度やります、公務員の、公務員だけどね、そんなことを言とったらね、一步もよくなならない。せめて自分のいるときに何とか目鼻を付けていくというぐらいのね、気概がないでどうするのよ。はい、どうぞ、

川畑福祉課長

ただいまの山田委員の御質問については、市職員とです、嘱託職員等との処遇、待遇等の差が非常に大きいんじゃないかという旨の御質問だというふうに思っておりますけれども、こちらのほうにつきましては、平成30年度、今年度からです、嘱託職員の主任保育士につきましては昨年度まで17万6,200円でありましたけれども18万6,200円に、それから一般の嘱託の保育士については17万1,200円から18万1,200円と、いずれも1万円ずつアップしたところであります。ほかにも看護師、それから嘱託の看護師、あるいは給食調理員です、こちらのほうもいらっしゃいますので、今後また、こちらのほうの処遇改善等にも見直ししていきたいなというふうには思っております。ただし、嘱託職員等含めてです、非常勤職員につきましては、平成32年4月から賞与等支給できる改正自治法の施行が予定されているというふうに聞いておりますので、そちらのほうです、市全体としてこちらのほうの非常勤職員の待遇等についてはです、考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

山田勝委員

これで終わりにするけどね、どんなに話をしてもね、あんたたちの考えることは自分たちのこと。阿久根市全体のことを思っていない。誰がどこの世の中に、ならあなたは市の職員の給料を言うけど、市の職員の給料は1人幾らなの、年俸。嘱託職員は幾らなの。その3倍以上の仕事をしてると思う。僕はあの人に聞いてもいいけどこれ以上聞けないから、答えられないから言うけど、あんたに言うんですよ。3倍以上、私はあなた以上3倍の価値ある仕事をしてますよって、胸張って言える、そんなら。そんなこと言っていないんだから、あそこに勤めている人は、みんな。

川畑福祉課長

3倍ぐらいというような御質問もありましたけれども、業務的にはです、同じような、嘱託職員であろうが正規職員であろうが、同じような仕事になろうかというふうに思っております。ただし、採用時の身分というか、その辺の

違いからですね、その辺の差が生じてきたのかなというふうに思っておりますんで、その辺は今後ですね、できるだけ縮めていくような改善等が必要ではないかなというふうには思っております。

山田勝委員

もうね、課長、どんなに言っても解決はつかない。だから、市の職員にはほとんどもなればよかったんなと思っとおだけのことでしょう、あんたたちは。そういうことじゃだめだから、やり方を考えなさいというだけの話をしてる。民営化するならするなり、運営の方法を考えるなら考えるようにしなさいよと。そうしないとずっとこういうことを言って、みんな言いますよ、3倍、あんしは3倍もろて仕事しとったつつわい。そんなところは働けないよ、恥ずかしくて。以上。

野畑直決算特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

牟田学委員

成果表の44ページ、生活保護に関連してですけど、ちょっと教えてほしいんですが、

野畑直決算特別委員長

3款3項2目ですか。

牟田学委員

はい、すいません。

野畑直決算特別委員長

ちゃんと言ってくださいね。

牟田学委員

はい、わかりました。ある自治体でですね、災害時に義援金があるじゃないですか。その義援金をもらってたということで保護費が打ち切られたというのをちょっと見たんですけれども、阿久根市の場合はそこ辺りはどうなるんですか。

川畑福祉課長

そちらのほうの災害等の義援金等の取り扱いで来るもの。これまでですね、阿久根市については最近では事例が生じなかったことから、ちょっとこちらのほうも認識不足でありますので、調べてですね、またのちほどお示ししたいというふうに思っております。よろしいでしょうかね。

牟田学委員

よろしく申し上げます。

野畑直決算特別委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、福祉課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(福祉課退室)

(休憩 14:15～14:25)

(税務課入室)

野畑直決算特別委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、認定第1号中、税務課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

垂税務課長

それでは、認定第1号中の税務課所管分について、御説明いたします。

決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページをお開きください。市税の調定額21億6,304万9,950円に対し、収入額は19億8,248万9,672円であり、調定額に対する収入率は91.65%で、前年度収入率91.04%を0.61ポイント上回りました。次に、税務課で取り組みました主な収入率向上対策等について、まとめて御説明をいたします。年間を通して滞納者の生活状況調査、預貯金調査等を徹底して行い、適切な差し押さえや執行停止処分を実施してまいりました。特に、滞納繰越分の出納閉鎖となる3月末、現年分の出納閉鎖の5月末に合わせ、3月から5月を徴収強化月間と位置づけ、夜間訪問等による納税相談、徴収等を集中して実施してまいりました。催告書の発送につきましては、4月、9月、11月、3月の4回実施し、滞納の早期解消に努めてまいりました。次に、滞納者宅の搜索で差し押えた物品を、県市町合同公売会に14点出品し、うち13点が落札され、7万4,751円を市税等に充当いたしました。差押品の合同公売会につきましては、県の広報誌、テレビ、ラジオでの広報活動に加え、阿久根市でも広報阿久根及び市のホームページに掲載し、市民への周知を行ったところであります。次に、預貯金、給与等の差し押さえにつきましては24件実施し、257万9,881円を市税等に充当しました。搜索、差し押さえ、公売につきましては今後も一層強化し、これらの滞納処分の実施につきましては市民への周知を図り、納期内納付の徹底を推進してまいりたいと考えております。また、収入率の向上には、徴収体制の強化、滞納処分の徹底とあわせ、公平・公正な課税により、納税者の方々の理解を得ることが重要であることを常に意識し、十分なチェック体制をとるとともに、細心の注意を持って事務に従事しているところであります。このほか、次代を担う児童、生徒に対して、税金の意義や役割を正しく理解してもらい、納税者としての自覚を育むことを目的に、出水地区租税教育推進協議会の活動の一環としまして、市内7校の小中学校において税務課職員による租税教室を実施いたしました。

平成29年度に取り組みました主な収入率向上対策等についての説明を終わり、決算に関する説明書の6ページ、事項別明細書1ページにもどります。平成29年度の調定額21億6,304万9,950円は、前年度に比べ、現年分が約5,012万円の増加、滞納繰越分が約860万円の減少で、合計4,151万6,472円の増加となっております。

税目別の増減としては、個人市民税の所得割額が約1,654万円の増加、法人市民税の法人税割額が約1,558万円の減少、固定資産税の償却資産分

が約4,198万円の増加、軽自動車税が約307万円の増加、市たばこ税が約666万円の減少、入湯税が約3万円の増加となりました。

また収入額19億8,248万9,672円は、前年度比5,109万913円の増加となっています。調定額から収入額を差し引きますと、1億8,056万278円となりますが、このうち2,487万2,824円を不納欠損処分し、残りの1億5,568万7,454円が収入未済額であり、前年度末と比べて、1,759万2,011円の減少となっております。収入未済分の詳細については、決算に関する説明書7ページの市税滞納繰越調書のとおりであります。

次に、決算に関する説明書8ページ、事項別明細書2ページをお開きください。3款利子割交付金の収入済額291万7千円は、県が収入した利子割の額から徴収取扱費相当額を控除した残額の5分の3の額であり、4款配当割交付金の収入済額354万2千円は、一定の上場株式等の配当について、県が収入した配当割の額から、徴収取扱費相当額を控除した額の5分の3の額。続きまして5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額350万7千円は、源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得について、県が収入した株式等譲渡所得割の額から徴収取扱費相当額を控除した残額の5分の3の額が、それぞれ市町村に交付されるものであります。

次に、決算に関する説明書11ページをお開きください。事項別明細書は6ページをお開きください。12款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料のうち、備考欄の5行目、徴税手数料266万600円は、所得証明などの証明手数料及び市税の督促手数料であります。

次に、決算に関する説明書17ページ、事項別明細書12ページをお開きください。14款県支出金3項委託金1目総務費委託金のうち、備考欄の5行目、徴税費委託金2,679万7,719円は個人県民税徴収取扱費であり、地方税法第47条の規定に基づき、県から9月と3月に交付され、内訳の主なものは納税義務者数に3千円を乗じた額であります。

次に、決算に関する説明書20ページ、事項別明細書15ページをお開きください。19款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金の収入済額107万6,651円は、市税滞納分に係る延滞金であります。

次に、決算に関する説明書21ページ、事項別明細書16ページの5項雑入4目雑入では、説明書備考欄の雑入の一番目、雇用保険料のところに嘱託及び臨時職員本人負担分の一部負担金が含まれている分と、下から15行目、コピー使用料の一部、それと説明書22ページ、備考欄上から7行目、封筒広告料32万円を、それぞれ歳入しております。

以上で歳入の説明を終わり、次に歳出について、主なものについて御説明いたします。決算に関する説明書の31ページ、事項別明細書25ページをお開きください。2款総務費2項徴税費1目税務総務費の支出済額7,160万1,714円は、税務課職員17人のうち、12人分の人件費が主なものであります。補正予算額672万9千円は、予算編成時の職員配置と新年度の職員配置の異動による給料等の補正であります。次に、2目賦課徴収費の支出済額2,800万4,493円について、事項別明細書26ページにより、節ごとに御説明申し上げます。事項別明細書26ページ、1節報酬565万6,446円

は、収納嘱託員1名、窓口事務等嘱託員2名、滞納整理事務指導員1名の報酬であります。4節共済費68万2,832円は、嘱託員4名分の社会保険料であります。7節賃金31万8,168円は、課税事務補助臨時職員1名分の賃金であります。8節報償費569万6円は、市税の取りまとめに対する各区などへの納税報奨金567万4,380円と、総務課嘱託員への給報電算入力業務時間外謝金1万5,626円であります。9節旅費61万9,200円は、嘱託員等の通勤に係る費用弁償と、県内外への徴収事務時や税務関係研修時の旅費であります。11節需用費241万8,332円は、各市税納付書及び督促状並びに再発行納付書、納付書発送用封筒印刷代が主なものであります。12節役務費435万3,467円は、収納代理金融機関窓口収納手数料、コンビニ収納手数料、納付書等発送時郵便料及び電話料であります。13節委託料4万8,600円は、固定資産税に係る標準宅地時点修正評価鑑定業務に係る委託料であります。14節使用料及び賃借料149万1,558円は、地方税電子申告支援サービス使用料、市県民税申告時の公民館空調機器使用料、軽自動車検査情報サービス利用料、市税等収納嘱託員徴収用務時の車借上料であります。18節備品購入費7万6,680円は、窓口用レジスターを更新したものであります。19節負担金補助及び交付金68万1,316円のうち、負担金は資産評価システム研究センター会費、地方税電子化協議会費、出水たばこ販売協同組合たばこ消費事業事務費負担金及び固定資産家屋評価研修会等の会議出席負担金であり、補助金は阿久根市青色申告会運営への補助金であります。23節償還金利子及び割引料596万7,888円は、市税の過年度分の過誤納還付金及び還付加算金であります。

以上で、認定第1号中、税務課所管分についての説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

野畑直決算特別委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

一番最初に課長の説明があった、あの内容についてなんですけども、差し押さえで7万円ほどの収入が、売り上げがあったということですが、一番高く売れた物は何だったんですか。

垂税務課長

明細を今、手元に持っては来てませんが、今回の公売会にかけた品物は電気製品の新品が主なものでありましたので、高かった物と言いますと、男性用のシェーバーなどが7千円程度で売れたりとかですね、しました。

竹原信一委員

たかだか7万円ぐらいの物を取り上げて販売するのにかけた経費はどれくらいと計算していますか。

垂税務課長

公売会に出席する場合も公用車を使っていますので、公用車の損耗と燃料費はかかりますけれども、1日、日帰りをして公用車で運んで、勤務時間中ということで処理をしていますので、基本的には売却のために特段の経費をかけると

いうことはありません。

竹原信一委員

そうなんですよね。市役所は自分たちが幾ら動いてもゼロ円と計算しちゃうんですよ、ね。もともと仕事に忙しいからって職員を採用して配置して、そういうことを必要だからとやっとするわけで、本来は何日何時間かかって計算して、この作業がどれぐらいの経費が必要なのかというのを考えないかんわけですよ、ね。税金で皆さん食ってるんだから。自分たちの動きが税金に見合うものなのかというのが計算できないようでは困るんですよ。わかりますか。最初は固定費だからなんて言っちゃいかんのですよ。ほんとにね、差し押さえから運んで売って全部書きかえればとても、何十万もかかっているはずなんですよ、ね。そこら辺を考えてやらないと、たかだか7万円、やりすぎよ、これ、はっきり言って。自分たちがこの負担に見合うものは仕事になってませんから。よく考えてもらいたい。そして、このことというのは懲罰式なんですね、現実には、差し押さえで暮らし、生活使っているやつ取り上げてというの。それだけの皆さんは大きなすごい権力を持ってる。さじ加減一つですから、皆さんの税金をたくさん使って懲罰する、そういう仕事をしとるっちゃうのをよく認識しとってもらいたい。以上です。

野畑直決算特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

白石純一委員

決算に関する説明書の6ページ、1款、一番上の市税の収入率が今年度は91.65%ということですが、他市と比べてこのレベルはどうなんでしょうか。他自治体。

垂税務課長

29年度の県内の市等村税徴収率、これは速報値で申し上げますけれども、まだ市町村課のほうで決算ということで確定はしておりませんが、速報値で言いますと、阿久根市においてはですね、かなり低い、順位で言えば38位ということで、19市の中では19番目ということになります。近隣の市町村の徴収率、他市ということであれば、出水市であれば29年度の速報値、現年、過年合わせてですけれども94.2%、薩摩川内市も94.4%、伊佐市93.2%というふうに速報値では手に届いております。

白石純一委員

そのように阿久根市が低い理由は、他市のことも勉強されてるんじゃないかと思いますが、その理由は何が考えられますか。

垂税務課長

一番大きな理由としては、滞納繰越分の総額が縮小に至ってないということです。原因としましてはやはり滞納処分というのがなかなか進んでない状況があるということが一番大きな問題であると思います。現在のところ28年及び29年、2カ年続けて、過去もよくありましたけれども、どうしても現年度分とうものの徴収率をできるだけ100%に近づけていくことによって、滞納繰越分というふうになる金額を抑えていくというふうにしていくということで、今、鋭意努力をしているところですが、どうしても滞納繰越分の

ほうにお金がいかに、滞納者についても毎年税金が掛かっておりますので、その滞納されている方の支払い分を現年に入れていくと、どうしても滞納分の処分が追いついていかないというところがありますが、これにつきましては冒頭、御説明を申し上げた中で入れましたけれども、滞納処分には差し押さえもありますけれども、その方の経済的な状況等をちゃんと訪問して、調査して、そして搜索をして、例えば贅沢な品物を買っているにもかかわらず納税できない状況に陥ってるんじゃないかとか、そういうことがないかどうかをちゃんと確認して、搜索をした結果、これは滞納している方が所有する必要がないであろうという差し押さえをして、少しでも換価をして、その結果、残りの分については執行停止という滞納処分を処分しまして、その間にその方の経済力が復元しなければ、先ほど申し上げました2千何百万の不能欠損というところに入ってくるということでもあります。どうしても阿久根市の場合、この不能欠損の額がここ数年伸びたように見えますけれども、他市に至ってはですね、もともとの処分を徹底されてたものですから、当然徴収率が、現年度もいいということもあると思うんですけれども、滞納繰越分がここまで阿久根市のようにですね、分母として大きくなならないままの中で限定的な滞納者についての滞納処分をしていくことで、滞納繰越額についての徴収率も一定程度維持できているということがあるのかなど。阿久根市もそういうふうになるようにですね、滞納整理については徹底をして処分しているということで、今、取り組んでおりますけれども、いかんせん不能欠損するにしても執行停止を3年はかかるということになりますから、28年度に執行停止をかけたものは3年後、この29年度決算で執行停止をかけたものもまた3年後まで分母しては残るということになりますから、収納額で滞納繰越分を毎年一定額とったとしても、分母が減っていかなければ徴収率は下がっていくというような結論に至っているということで、鋭意努力をしたいというところでもあります。

白石純一委員

19市中19位ですか、ということで非常にショッキングな私は数字だと思いますので、ぜひ、他市の事例を参考にですね、どうやったらこれを上げられるのか、努力をしていただきたいと思います。ちなみに滞納の場合の年利ちゅうのは法定の14.6%なんですか。

垂税務課長

延滞金というものが付きますけれども、これは昔は最初7.3して14.6というのがありましたけれども、今は市中の利率に連動して変動していくようになっていきますので、今は1点数パーセントとかですね、かなり低くはなっています。ただ、それでももともとの滞納している本税が期間が古ければ、その間ずっと率が変えることに合わせて毎年計算をしていきますので、延滞金の額が本税額に近づくという方もゼロではないですので、早いうちに税務課としても滞納処分をきちっとやることのほうが滞納者にとっての次の立ち直りにもつながっていくというふうに思いますので、努力をしたいと思います。

白石純一委員

民間の契約ではですね、もちろん今の市中金利は低いわけですがけれども、14.6%、法定で定められている上限はですね、課金することが一般的だと思

うんですが、市税に関しては各市同じ変動金利になっているわけですか。

垂税務課長

これは地方税法で決まっている部分で、これは国税のほうも一緒だと思いますけれども、はっきりと何年度からというのは資料を持ってこなければあれですけれども。先ほど申し上げた14.6と7.3というのが変動に変わったのは、どこの市町村も同じ法律で適用されてますので、数年ごとに見直しとか、あるいは4、5年据え置きとかということもありますけれども、ずっと変遷が残ってるという状況であります。

白石純一委員

市税の納付の案内が来るわけですが、現時点で延滞になると何パーセントの金利が付きますよということは、すいません、はっきり覚えてないので。余りおっきな文字で書かれていないのではないかと思うんですが、その辺は納付書にははっきりとわかるように書かれていますか。

垂税務課長

定期の納期限内に納めるための納付書には納めなかった場合の率というのは記載してございますが、納期限内に納められなかったあとの督促状が出て、その後の催告書等々ではですね、延滞金がつきますよということで、封書の中に入れて発送したりとかしてますけれども。いずれにしましても、放置をすれば延滞金が付くんだということは周知をするようにはしております。

白石純一委員

それが十分おっきな、例えば赤字でですね、おっしく注意を促すようなものはされてないんですか。

垂税務課長

いまのところはですね、納付書も規定の納付書、最初でつくった納付書、そして督促状、可能とすれば催告書などにですね、カラーの部分で文字で入れ込むとかは可能だと思いますので、検討していきたいと思います。

野畑直決算特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

牟田学委員

決算に関する説明書の7ページ、市税滞納についてですね、個人であれば病気やけがで払えなくなったとかですね、法人であれば事業に失敗したというのがあると思うんですが。税務課の職員の方の感覚としてですよ、滞納者が100人おった場合に、明らかに払えるのに払ってないというか、そこ辺りの割合というのはわかりません。

垂税務課長

この場では私としては申し上げにくいですが、ただ滞納整理を職員が回ってみてですね、よくテレビで出るような検索をしたときに、引き出しから何十万というお金が出てきたとかという事案は阿久根市の場合は今のところ存在してませんし、検索をした結果として、ほとんどの検索案件がですね、何の差し押さえ物件もない、財産もないという状態を確認するに至るでとどまるというようなものがほとんどだというふうに思います。

野畑直決算特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

山田勝委員

ページを言いますとね、6ページのですね、1項市税収入額なんですけどね、去年よりふえたふえたということで、あなた方の努力はね、わかっているよ。頑張っているなと思ってらるんだけど、ふえた理由は何だと思う。例えば税率が上がったとか。ふえた理由。

垂税務課長

ふえた理由は、税率は変更がありませんので、特段大きな法律上の問題ではないですけれども、先ほどまとめて御説明しましたようにですね、大きな増額の理由は固定資産税の償却資産が大きかったというふうには認識はしております。太陽光発電についての償却資産の償却分についての課税分がかなり大きく寄与したのではないかとというふうに思っています。あとは個人市県民税に至っては下がってございましたし、上がってましたけれども、法人市民税が下がってましたね。それは申告の中身、個人の所得の増減ということでありますので、一つ一つの案件を調査はしてませんが、市全体としての増減で言いますと、一番大きく寄与したのは固定資産税の償却資産というふうに認識しております。以上です。

[山田勝委員「わかりました」と呼ぶ]

野畑直決算特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

濱崎國治委員

ちょっと教えてください。決算に関する説明書の7ページ、いわゆる市税滞納繰越調書の中で軽自動車の件なんですけど、現年課税分の滞納はわかりますけれども滞納繰越分がですね、平成12年度から28年度ということであるんですが、ということは車検をするときは証明が要りますよね。ということは放置されているというふうに理解していいですか。

垂税務課長

課税をしたままで滞納処分もされないままでですね、滞納額として残った分ですけれども、ほとんど現地に行きますと業者さん、貴金属の回収業者が持って行ってあげますよと言って出したというのが多いですね。それは先ほど使用料のほうでちょっと使用料のほうでも触れましたけれども、軽自動車の照会システムがありますので、そちらで照会すると、今はリサイクルをされて廃車されたかどうかというのがわかるようになってますので、それを確認したうえで落とします。ただこの12年というのはですね、ある意味滞納をされてた方で、その他差し押さえが入っていたりとかしてて不能欠損にできない、時効が動いてなかった方の分があったと思いますけれども、それを処分することによって落としていったということです。通常で言うとほとんどの車は不能欠損する場合は軽自動車税に関しては車が存在しないということが多いです。

濱崎國治委員

例えば今言ったような滞納繰越分を、この金額を減らすだけでもかなり全体的な繰り越しの減少になると思うんですが、法的にわからなくなった分については、これを抹消する方法はないんですか。納税義務者から抹消すると言いま

すか、実際、存在していないのが多いと思うんですけれども。

新町課長補佐

廃車を本人がせずにわからなかった場合はですね、窓口に来てもらいまして課税保留の申請をまずしてもらおう形になります。それを受けて私たちが調査して、なかったとなればリサイクルセンターとかですね、照会するところがありますので、それに基づいてこちらでも課税を取り消すという処理を今のところはしている状況です。

垂税務課長

補足をしまして、滞納整理をするときもですね、基本的には滞納明細の中に昔からの軽自動車税が残ってる方も見受けられますので、それは現地訪問したときにですね、聞き取りを行って、いつから車は持っとられんとかという話をしたりとかしてですね、確認をして、その後、今申し上げた手続の書類を書いていただいて、次は課税のほうに引き継いで、課税のほうで現地をもう1回確認をして落としていくというようなやり方はしております。以上です。

濱崎國治委員

これは252件となっておりますので、これを進めることによって滞納調書から消えるということで、税務課としても自分たちの収納率の向上に寄与するんじゃないかと。400何万なのでそう多くはないんでしょうけれども、ぜひですね、積極的に進めていただきたいなと思います。

野畑直決算特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、認定第1号中、税務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(税務課退室、市民環境課入室)

野畑直決算特別委員長

次に、認定第1号中、市民環境課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

松田市民環境課長

それでは、平成29年度決算に関しまして市民環境課、三笠支所及び大川出張所所管分について、主なものを歳出から御説明いたします。

事項別明細書は23ページ、決算に関する説明書は29ページをお開きください。2款総務費1項9目支所及び出張所費で、支出済額420万3,533円の主なものは、1節の報酬及び4節の共済費であり、これは嘱託職員2名分の人件費であります。次に事項別明細書24ページ、説明書は30ページになります。1項総務管理費15目諸費の11節需用費支出済額6,782円は、自衛官募集事務に係る事務費であります。次に、明細書は26ページ、説明書の方は32ページになります。3項1目戸籍住民基本台帳費になります。予算現額4,666万2千円に対し、支出済額4,209万1,005円であります。171万円を前年度から繰越明許しておりますが、これは個人番号カード関係

に関する負担金補助及び交付金であります。1節の報酬7万3,200円は、窓口事務担当嘱託職員4名分の報酬であり、2節給料から4節共済費は職員5名分の人件費で、共済費には嘱託職員分の4名分も含んでいます。11節需要費の88万2,633円は、本庁及び支所、出張所の戸籍住民基本台帳事務に関連する書籍や各種証明書等の用紙などの事務用品が主なものであります。19節の負担金補助及び交付金の224万9,800円は、鹿児島島地方法務局川内支局管内戸籍住民基本台帳事務協議会及び川内人権擁護委員協議会と通知カード・個人番号カード関連事務交付金であります。不用額の249万200円の主なものは、個人番号カード交付事業の執行算であります。平成30年7月末日現在の個人番号カードの申請率は12.03%であり、交付枚数2,495名であります。

次に、事項別明細書は31ページ、説明書は36ページになります。3款民生費1項4目国民年金費で、予算現額は825万5千円であり、支出済額は799万5,779円であります。2節給料から4節共済費までは職員1名分の人件費であります。19節負担金補助及び交付金の20万2千円は、年金システム改修負担金及び九州都市国民年金協議会への負担金であります。

次に、事項別明細書は36ページ、説明書は40ページになります。4款衛生費1項4目環境衛生費で、予算現額4,175万2千円であり、支出済額は3,651万1,513円であります。540万8千円を減額しておりますが、これは小型合併処理浄化槽設置事業の額が確定したことに伴う減額が主なものであります。1節報酬175万800円は、不法投棄等監視・指導監視員1名の報酬であります。7節賃金141万5,200円は、事業所ごみ分別対策臨時職員の人件費であります。12節の役務費の40万690円は、市内6共同水道組合の水質検査費が主なものであります。15節の工事請負費56万7千円は、潮見ヶ丘墓園南側転落防止柵設置工事であります。19節の負担金補助及び交付金3,103万6,600円は、浄化槽推進市町村協議会負担金及び小型合併処理浄化槽設置者85名への設置補助金であり、予備費から77万1千円を流用しておりますが、これは落区、大淵川区共同水道施設のポンプが故障したことにより飲料水の汲み上げができなくなり、急用要したため、ポンプ購入及び修繕の事業補助したものであります。なお、不用額の448万4,400円は、国庫補助事業で小型合併処理浄化槽設置事業の確定による442万1,042円が主なものであります。なお、平成29年度の小型合併浄化槽の設置基数については、主要事業の成果説明書の22ページに記載してありますのでごらんください。

次に、事項別明細書は37ページ、説明書は41ページになります。5目公害対策費で、予算現額60万2千円に対し、支出済額60万549円あります。13節の委託料57万2,400円は、河川の水質検査及び自動車騒音調査費であります。

次に、7目葬斎場管理費ですが、予算現額1,941万5千円に対し、支出済額は1,932万2,368円であり、補正の減額186万8千円は、需用費の修繕料で基金事業で火葬炉設備修繕を行った執行残と指定管理委託料の執行残を減額したものであります。13節委託料1,747万8,400円は、指定

管理者に対しての管理委託料であります。

次に、2項1目清掃総務費で、予算現額290万6千円に対し、支出済額は265万6,949円であります。19節の負担金補助及び交付金264万7,100円は、有価物売却利益の30%以内の予算の範囲内で各自治会に対して交付した、循環型社会形成推進助成金と電動生ゴミ処理器購入等で補助したものであります。

次に、2目の塵芥処理費について御説明します。予算現額4億847万9千円に対して、支出済額4億699万1,360円であります。また、2,953万9千円を繰越明許いたしておりますが、これは海岸漂着物対策推進事業を平成29年度に繰越明許したものであります。4節共済費47万9,538円と7節賃金285万7,800円は、海岸漂着物対策推進事業で雇用しております臨時職員2名分の共済費と賃金であります。

事項別明細書は38ページになります。8節報償費341万2千円は、市内108カ所のリサイクルステーションにおきまして、環境美化推進員118名に対する分別指導立ち合い謝金が主なものであります。1カ月2,500円の報酬をお願いをしております。11節の需用費1,446万4,174円の主なものは、指定ごみ袋の8種類の購入費であります。13節の委託料1億3,104万737円は、説明書の41、42ページに記載してあります資源ごみ再商品化事業のほか8つの事業委託料であります。その中で、主要事業の成果説明書の26ページに記載してあります生ごみ堆肥化事業について御説明いたします。この事業はごみ減量化を目的として生ごみの分別収集を行うものであります。平成26年10月から市内6区をモデルとして生ごみを収集し、27年度には14区、28年度に4区を新たに収集し、平成29年度から生ごみ堆肥化事業として取り組み、新たに38区の収集が始まり、平成30年度現在、市内63区で取り組んでいるところであります。生ごみの収集量は平成29年度の実績で、家庭系が432トン、事業系699トン、合計の1,131トンでありました。北薩広域行政事務組合の環境センターにおいて処理される可燃ごみの量を、事業を実施する以前の平成25年度と比較いたしますと、約20%の減となっているところであります。この数字からも生ごみ堆肥化事業につきましましては、ごみ減量化に対しまして確実に効果のある事業であることが実証されているところであります。今後もごみ減量化に向けて、各家庭から出される生ごみの収集率を上げられるように取り組んでいきたいと考えております。

18節の備品購入費は、海岸漂着物の大木等を切断するためのチェーンソーを4万9,464円で購入しております。次に、19節の負担金補助及び交付金2億5,458万4千円は、北薩広域行政事務組合へのじんかい処理費とリサイクル処理費の負担金であります。次に、3目し尿処理費の予算現額、支出済額の5,099万2千円は、北薩広域行政事務組合へのし尿処理負担金であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に、歳入について御説明いたします。なお歳入については、決算に関する説明書で説明をいたします。よろしく申し上げます。10ページをお願いします。

12款使用料及び手数料1項3目衛生使用料は、備考欄にあります墓地等の電柱の占用料が1万8,792円、葬斎場使用料が180万6千円となっています。

11から12ページをお願いします。2項手数料1目総務手数料の中で、当課所管分、三笠支所及び大川出張所分として、戸籍住民基本台帳手数料が1,75万6,400円となっております。3目の衛生手数料の中で、清掃手数料として1,627万7,792円は市の指定ごみ袋売却代が主なものであります。

13ページをお願いします。13款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、総務管理費補助金の中で、当課所管分は社会保障・税番号制度システム整備費225万9千円のうち205万1千円であり、その2行下の個人番号カード交付金事業費補助金21万1千円であります。3目衛生費国庫補助金、小型合併処理浄化槽設置整備事業費1,213万6千円は85基分の補助であります。

14ページをお願いします。3項委託金1目の総務費委託金は、自衛官募集事務費の2万5千円と中長期在留者住居地届出等事務費の16万3千円であります。

次の2目の民生費委託金の中で、社会福祉費委託金441万5,438円は国民年金事務費であります。

15ページをお願いします。14款県支出金2項3目衛生費県補助金の中で、小型合併処理浄化槽設置整備事業費として、県分の補助金が786万6千円であり、一番下の環境保全対策事業費2,314万9千円が、海岸漂着物対策事業に関する補助金であります。

17ページをお願いします。3項委託金1目総務費委託金、戸籍住民基本台帳費委託金として、人口動態調査事務費が3万8,294円、市町村権限移譲交付金が20万4千円は旅券事務であります。3目衛生費委託金39万9千円は、浄化槽法に関する事務、調理師法に関する事務、鹿児島県ウミガメ保護条例に関する事務及び化製場等に関する法律に関する事務の権限移譲交付金であります。

次に、21ページをお願いします。雑入関係であります。5項4目雑入のうち、市民環境課所管分として雇用保険料で市民環境課、三笠支所、大川出張所分は4万1,302円です。真ん中に私用電話料（その他）の分で、三笠支所分が1万610円あります。私用電話料から下段に10行目、コピー使用料の当課所管分は6,010円になります。6行下になります。資源ごみ有価物売却代として、784万6,851円あります。22ページになります。13行目の再商品化合理化拠出金95万8,738円あります。3行空けて有償入札拠出金173万4,681円は、その13行下の有料広告料が40万円でございます。

次に、23ページ、市債関係であります。20款市債1項3目保健衛生債のうち、塵芥処理施設整備事業債1億5,460万円は北薩広域行政事務組合が整備します新焼却処分場建設に対して、過疎債にて財源充当したものであります。

以上で、説明は終わりますが、なお、主要事業書の説明につきましては、成果説明書の21ページから26ページに記載してありますので、お目通しをよ

ろしく申し上げます。以上でございます。よろしく御審議申し上げます。

野畑直決算特別委員長

課長の説明は終わりました。
ここで暫時休憩いたします。

(休憩 15:25～15:32)

野畑直決算特別委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。
質疑ありませんか。

竹原信一委員

生ごみ堆肥化業務をしたということで20%ほど生ごみの量が減るというような説明でございましたけれども、生ごみじゃなくて燃えるごみだ。焼却ごみが20%減ることによって、阿久根市の負担金割合は幾らほど減ることになるのか教えてください。そこだけでいいです。

松田市民環境課長

この生ごみ堆肥化事業は、モデル地区で始まったのが26年度であります。このときから負担金自体は、平成28年度が阿久根市の負担金が26.62%で、29年度が29.1%と。30年度が24.86%、31年度で24.38%ということで、負担金がなってくる中で、今の4年間で2.5ぐらい下がってきております。この中で、金額的には最初のとしというのは負担金が0.5%から0.2%と、それぞればらつきがあるんですけど、少ないとしになれば600万、700万、多くなれば2千万、3千万ということになるということで、5年間の実績としては1億を超えていくんじゃないかというふうに考えています。31年度、32年度で終わりですので、工事費等も非常に大きいということで、そこについては31年度、32年度の負担金がマイナスになるというのが多額になってくるということで予想されると思います。

竹原信一委員

質問の答えになっておりません。言いますよ、じゃあ阿久根市のもともとの負担金は幾らなんですか。今の負担金は幾らなんですか。北薩広域の燃えるごみに関して幾らと計算できるんですか。ごみに関する、焼却ごみに関して。

[発言する者あり]

そういうことです。最初の質問にちゃんと答えろ。

[発言する者あり]

1回だけでいいんですよ。20%焼却ごみが減ることは。

野畑直決算特別委員長

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 15:35～15:37)

野畑直決算特別委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

松田市民環境課長

まことに申しわけないんですが、資料等確認させていただきたいと思いますので、あしたまた報告させていただきたいと思います。

野畑直決算特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

中面幸人委員

説明書のですね、決算に関する説明書の41ページ、4款1項5目、自動車騒音常時監視調査業務とってありますけれども、これをちょっと説明してただけませんか。

松田市民環境課長

自動車騒音調査につきましては、県道阿久根東郷線、高速阿久根インター入り口で実施をしております。これにつきましては、騒音規制法に基づき、道路に面する地域において、道路構造上の条件調査、沿線条件調査等、騒音測定及び交通条件等を調査したということであります。

中面幸人委員

というのは、私はちょっとお聞きしたいのはですね、先ほど言われましたように、西回り高速ができましたよね。それで沿線に住んでいる人たちがですね、今、ちょうどインター入り口なんかをちょっと調査をしているということだったんですけども、沿線上に住んでいる人いらっしゃいますよね。そうしたときに夜中にですね、ものすごい音がするんです、振動音が。というのは、調べてみればですね、例えば、市道とか農道なんかはボックスでできておって、ボックスができてますよね、下のほうに、高速の下に。それが例えば埋め戻しによって沈下して、ちょっと段差ができておって、70キロの走行するとどーんに行くもんだからものすごい振動なんですよ。確かにインターなんかで測定はしてることなんですけど、実際、そういうところというのは何かやっぱり市民からの苦情があればしてもらえるんでしょうか。

松田市民環境課長

今回の分については、予算的には1カ所ということで限定をしておりますので、その分については、騒音がうるさいということで調査があれば業者等にですね、見積もりをいただいて、どのくらいかかるかということで対応しなければならぬというふうに思っているところです。

中面幸人委員

課長にお聞きしますが、直接、国交省に言っていっていいんですか。それとも所管の、所管はやっぱり課長のところですか。

松田市民環境課長

場所にもよると思うんですが、国道3号線であつたら国交省が調査をしたり、県道であつたら県がしたりとかいうことで実施するというふうに思っているところですが、こちらとしてもその調査についてはですね、その辺りは国交省とか、県とか、あるいは都市建設課と協議をしながらですね、場所については選定する必要があるのかなというふうに感じているところです。

中面幸人委員

わかりました。

野畑直決算特別委員長

ほかに。

渡辺久治委員

説明書の41ページ、成果説明書の22ページ、4款1項4目です。成果説明書の22ページ。小型合併処理浄化槽設置事業、この事業の成果のところの下の方の、単独処理浄化槽を含めた水洗化率は92.38%、下の方の現状と課題のところ、汚水処理人口普及率が50.96%とだいぶ開きがあるんですけども、これは単独の浄化槽がかなりまだ残っていることが原因だというふうに認識してよろしいですか。

松田市民環境課長

今、おっしゃるとおり、新築の方については新しく合併処理浄化槽を設置するという事なんですが、単独でやっている、前に建てられた方については、そういった形でやっていらっしゃる方があるということで、自分たちのほうも認識しているところであります。

渡辺久治委員

単独処理浄化槽の予算が10基あったんですけど、実績は3基なんですけれども、これについてはどんなふうに考えておりますか。

松田市民環境課長

単独でされるときは単独槽の撤去ということで、9万円を補助しているわけなんですけど、単独槽3つの29年度の実績しかなかったということで、このあたりについてはですね、特に阿久根については単独槽を減らして合併にするというのが、当然、そこをふやしていかなければ数字が上がっていかないというところもありますので、その辺りについてはですね、市報等でもお知らせしながら合併浄化槽の設置をですね、今後お願いしていくということで、対応していかなければならないというふうに思っているところであります。

渡辺久治委員

現状と課題のところ、一番下のところに、補助制度の見直しを検討する必要があるというふうにも言及してありますけれども、今、単独処理の撤去が9万円なんですけれども、実際、業者がこれを見積もった場合ですね、とても9万円ですることができるようなあれじゃないんですよ。その辺を考えて、やはりお客さんも躊躇されるのではないかというふうに思いますけれども、そこら辺を見直していく考えはありませんか。

松田市民環境課長

確かに言われるとおり、自分たちのところも合併浄化槽にするときの業者からの請求が来る中で、少ないところについては90万、多いところでは100万を超すというところがある中でですね、補助金で5人槽だったら33万2千円なんですけど、それに9万を足しても半分にならないというところで、今言われるように、何か制度的に市の単独事業でもですね、入れて、それでふやしていくことであれば可能性としては出てくるんじゃないかというふうに思っているところなんですけど、出水市さんなんかとか、10万円追加したりとか、市内業者の場合ですね。そういったのがありますので、県内その辺りの調査しながらですね、阿久根市ができる事業ということですね、どうにかふやして

いかなければならないというところが当然ありますので、考えて対応していきたいというふうに思っているところです。

渡辺久治委員

阿久根市の補助金はですね、出水や長島に比べて少ないというふうのも聞いておりますから、一番この問題は単独を合併に変えることですので、補助金をふやす必要はないと思うんですよ。でも、この単独から撤去に関する9万円はちょっと大幅にふやせば、この辺はだいぶ効果があるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ善処のほどよろしく願います。以上です。

野畑直決算特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

竹原恵美委員

成果説明書の26ページ、4款2項2目生ごみ堆肥化事業で、現状と課題の中で生成された堆肥の普及についてもより一層の周知が求められると締めてあるんですけれども、つまり今堆肥を、できた堆肥はどんな状況に、どこにどんな状況に置いてある、どんな状況であるんでしょうか、教えてください。

松田市民環境課長

生ごみ堆肥事業につきましては、北薩環境管理協同組合に委託しているわけなんですけど、野田との境のところに事務所がありますので、そこにプラントがあって、家庭の生ごみ、あるいは事業所の生ごみというのをそこで持って来て、そこで各、部分的にですね、生ごみになっていく過程というのをそれぞれのパートでですね、やっているところでもあります。それを管理してでき上がったものを直接車で持って行ったり、袋に入れも持って行ったりということで、無料で配布しているところでもあります。

竹原恵美委員

普及についてもより一層の周知ということで、余ってそのたまっている状態が現在あるという意味なんでしょうか、それでは関係なく、もっと広く利用いただきたいという文章なんでしょうか。

松田市民環境課長

今言われるように、生ごみ堆肥事業が始まって5年目になるところです。非常に生ごみ堆肥の量が多くなってきているところで、堆肥をつくっても必要性が、お願いしているところで使っていただいているところなんですけど、どんどんふえてくるものですから、今回、各区にですね、各区から協力いただいて生ごみ出したものですから、今度は肥料として無料で使っていただくように各区長さんにですね、公民館等に定期的に配って利用してもらおうということですね、先週、区長会の役員会のときも話をしてお願ひしたんですが、今度また区長会の総会があるもんですから、その辺りでですね、生ごみ堆肥の利用ということでお願いしようということ考えているところでもあります。

竹原恵美委員

今は余っているわけではないけれども、これから可能性としてはプラントにたまっていくんじゃないか、このままの周知がなければということが理解できたんですけれども、この事業を始めるときに、水俣とかよそとかを議員が研修したときに出口まで考えてあって、高齢者の花をつくったもので油を精製する

とか、ひと巡りつくってあったところが、ここはまだそこをつくってなかったというのが感じられましたので、そこもいろいろな点の中には入れなくちゃいけないかもしれません、これからの生産量を考えると。よろしくお願いします。

野畑直決算特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

白石純一委員

成果説明書の24ページ、4款2項2目と26ページの4款2項2目、共通したことなんですけれども、まず24ページで現状と課題ですね。生ごみ堆肥化事業で一定のごみ減量化が図られた云々とあります。そして26ページの一番下に堆肥の普及についてとありますが、この生ごみ堆肥化事業では私が本会議でも何回か取り上げさせていただきましたが、28年度の末、29年度に変わるときですね、痛ましい死亡事故がありました。それを受けて29年度の本会議で数回にわたって携帯をしながら運転しているごみ収集車があったり、あるいはごみ投入口のステップに立って収集をしていたりという、道交法違反ですよ。また、2人体制で原則やるというところを1人でしかやっていない等、これは契約違反ですよ。こうした安全上大変おろそかにしていることを指摘させていただいて、その都度安全対策に力を入れなきゃいけないと担当課長も、市長も言うておられましたが、この成果説明書で現状と課題のところは安全対策ということは一切出ていません。大変若い市民、優位な市民1人の命をなくしてですね、幾ら生ごみが減ったからと言ってもそれは人命に勝るものではないわけですから、その安全に対する課題ということは一切書かれていないということは、私は大変問題じゃないかと思うんですが、いかがお考えですか、

松田市民環境課長

今、委員が言われるように、この事業をするときに当然、契約書とかというところについては安全対策をするようにということで契約をしているところがあります。今言われるように、主要事業書、説明成果の中で、現状と課題ということで、これに安全面が入っていないというところと言われれば、確かに安全面が一番じゃないかということと言われれば、確かにそうだと思います。安全については私も理事会等、いろいろ会議の中で組合の方々と話をさせていただく中で、やはり契約を守ってもらわんといかんと、当然、交通安全規則というのを遵守してもらいたいということも話しするわけなんです。そこについては今回、今言われるようにですね、安全あつての事業だということではお願いしているところでもあります。そこに現状と課題ということで、安全面ということがないということであれば、そこについては自分としても言われたところについてはですね、啓発の強化ということで、いろいろいろいろな面をお願いするところであるんですが、そこがなかったということであれば申しわけなく思っているところではあります。

白石純一委員

ぜひですね、その辺、私はここに出ないということはそれだけの自覚が不十分だと思わざるを得ませんので、しっかりしていただきたいと思います。

最後に25ページ、4款2項2目委託事業の、主に海岸ですね、海岸線の清掃。これは去年まで公社に委託していたものをことしから民間と伺いましたけ

ど、そこはいかがですか。

松田市民環境課長

この25ページの海岸漂着物対策事業の推進事業であります。これについてはそれぞれの、3つの海岸があるわけなんです、組合のほうに委託をする中で、それぞれ各海岸ごとでやっているのと、うちの市民環境課、それ以外については市民環境課の臨時職員で対応しているというところで、2つの事業で対応しているということでもあります。

白石純一委員

すいません。この3つの海岸が2つに分かれて1つが市の直営、1つが組合に委託ということですか。

松田市民環境課長

説明が、すいません、悪かったです。この3つの事業についてはそれぞれ事業所に委託をしているところでもあります。脇本浜と大川島、阿久根大島というところで、それぞれの事業所に委託をしているんですが、これ以外の海岸については市民環境課の臨時、嘱託員2名で対応しているというところでもあります。

白石純一委員

では3つの事業所にそれぞれ3つの海岸を別々に委託していると。私は昨年まで、私の記憶が間違いでなければ公社に委託されてたというふうにも理解してたんですが、その辺りはどうでしょうか。

松田市民環境課長

何年前ということになればちょっと調べてみないとわからないんですが、29年度についてはこういう形で契約をしておりますので、以前、公社がやってたということであればちょっと、何年ぐらいにやっと思ったということでちょっと調べないと、現資料では確認がとれません。

白石純一委員

調べて報告いただけますか。

野畑直決算特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

山田勝委員

2項2目、先ほどから生ごみの問題がこう出てるんでね、課長、袋詰めについてはどうなってるの。

松田市民環境課長

生ごみのふくろについては、現在使用している生ごみが10キロを超えたら破けてしまうと、非常に素材的に弱いということで組合の方々と話をして、やはり密封した袋で15キロぐらいでやったほうがいいということで協議をしながら、組合のほうから肥料袋についての対応と、肥料袋の対応については組合のほうにやっていただいて、来年度から市と袋については対応しながら、枚数的に折半になるかというのはその辺りは協議をしていくということになっているところなんです。早ければ今年度の、今月辺りからですね、袋に入れられるということで聞いておりますので、その辺りは袋ができてから各区長さん方に今までの袋と違うということで、写真を見させながらお願いしたいというふうに考えているところでもあります。

山田勝委員

私も現場に行ってみたんですけどね、肥料そのものとしてはね、非常に肥料成分がいいんですよ。ですから、例えばあれを竹林にやるとか、それなりのところにやればそれなりに効果がありますよ。でも、問題は容器がですね、ほとんどなかったでしょう。ですから、私も提案しましたよ、個人的にあなたに袋詰めにしたらどうか、袋詰めにしたらということで袋詰めにしたら、例えば言われるように公民館に持って行って、必要な人は持っていったらいいよとか、あるいはうちはたくさんだからあそこの畑に持って行ってくださいとかと、言えればいい話ですよ、あそこの山にね。そういうようなことで仮に進むとしたらですよ、もう袋詰機はあるんですか。

松田市民環境課長

袋詰機についての御質問ですが、JAさんが以前持ってた古い機械をということで、自分たちも現場を見に行き一緒に購入を組合のほうにされたんだったんですけど、非常に古いということで修繕かけてもこれがいつまでもつかということでありましたので、組合のほうにですね、新しく機械の設置費を含めてですね、購入されたという状況であります。

山田勝委員

私はそのほうがね、そのほうがまんべんなく市内各地にね、配布されるということであったのでね、あなたにも言ったことがあったんですけどね。そういうことだったらですね、私はね、肥料成分そのものは非常にいい成分ですのでね、かなりいい成果を上げるんじゃないかと安心しました。

それからもう一つですね、いつもこう聞いてますと、人の言われることに私、けちをつける必要はぜんぜんないんです。ただ、事故が起こったということについては私も大変なことだと思いますが、そのときに、どこですかね、監督官庁は。監督官庁が来て現場を見て、それなりの調査をしてどんな結論を出したんですか、労働基準局は。

松田市民環境課長

今の川内の労働安全基準局のほうの、自分たちも資料を確認させていただいたんですけど、警察もそのときに調査をしているということでもあります。その結果の中では原因というのが、なかなか最終的には原因がわからないということで、そこについてははっきりした原因がわからないということでの文章を確認したということでもあります。

山田勝委員

もちろんね、命の話ですからね、亡くなった。警察も恐らく来てるでしょう。警察もちゃんと調査したでしょう。労働基準監督署もね、ちゃんと来たでしょう。だから、そういう中でですね、具体的にどのような処分をしたのか。例えば警察でどういう告発をしたのか、一人の人間が亡くなったということですよ。だから、警察はどうなった、労働基準局はどうなったという一つの結論を出さないとですね、どげんすつとか、阿久根市はどげんすつとかと言ったってまったく解決のつかないような話でですね、私はあなた方が警察はこういう見解でした、労働基準監督署はこういう処分をしました。処分に対してはちゃんとペナルティーをせないかんですよ。だからその付近はちゃんと公にされてい

ない。公にしてください。どうぞ。

松田市民環境課長

今のお話は当然だと思うんですが、労働安全基準局が組合に対して文書で指導したということに対して、組合のほうも安全局と、それを受けて阿久根市のほうにも改善に対しての報告がなされているということでもあります。内容についてはちょっと手元に資料がございませんけれども、そういった組合側が川内安全基準監督署の阿久根市のほうにはこういった指導を受けてこういうふうにしますということでの報告を受けているところでもあります。

山田勝委員

今ね、今、手元に資料がないんだったら、警察からの資料とですね、安全局からの資料、組合からの資料、ちゃんと私たちに見せてくれないと、いつまでももやもやもやもやしているからよくない。

野畑直決算特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

濱崎國治委員

成果説明書の25ページの海岸漂着物対策推進事業。先ほど、委員のほうから質問があった件ですが、公社にしていたんじゃないかとかいろいろありますが、この委託事業の脇本海岸、大川島海岸、阿久根大島海岸、それぞれどこに、どう委託契約してるんですか。

松田市民環境課長

脇本海岸については、折口から脇本海岸の直線、長いところを毎日ごみ清掃で。

[発言する者あり]

業者ですか。業者名は脇本については川畑さん、大川については馬見塚さん、阿久根大島については早水さんです。

野畑直決算特別委員長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ日程第1号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(市民環境課退室)

野畑直決算特別委員長

ここでお諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

[発言する者あり]

御異議がありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、本日はこれにて散会いたします。

あすは午前10時から開催いたします。

(散 会 16時05分)

決算特別委員会委員長 野 畑 直